

(4) 交通の状況

1) 交通施設の分布

① 主な交通施設（道路、鉄道等）の分布

事業実施区域周辺の主な交通施設を表 3-3-1-9 及び図 3-3-1-8 に示す。

国道については、札幌市豊平区から支笏湖へ通じる一般国道 453 号があり、市道については、真駒内滝野線、石山西岡線、駒岡真駒内線、駒岡清掃工場横線、澄川厚別滝野連絡線及び石山西岡南線がある。

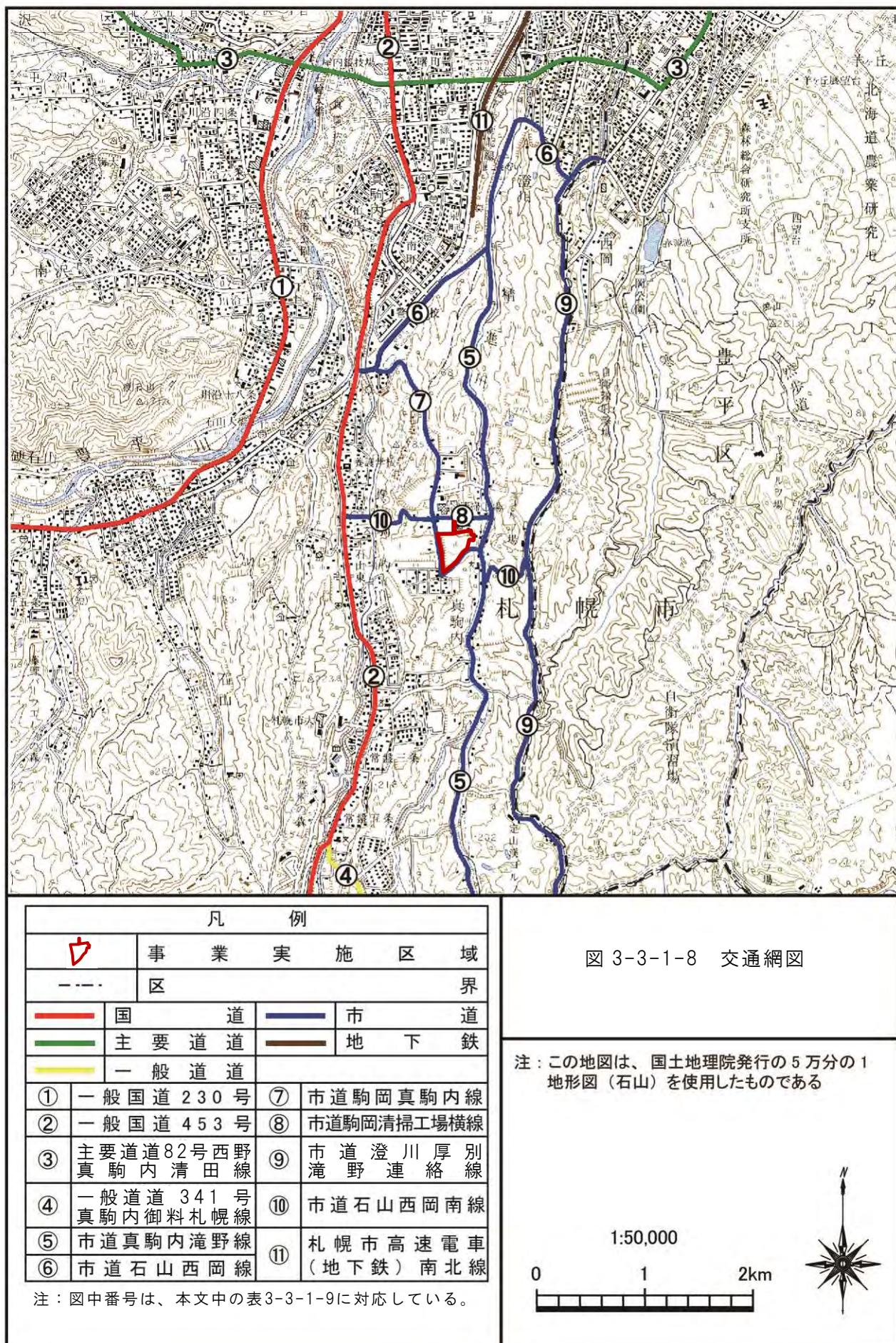
表 3-3-1-9 事業実施区域周辺における交通施設

項目	区分	図中番号	路線名
交通施設	国 道	①	一般国道 230 号
		②	一般国道 453 号
	道 道	③	主要道道 82 号西野真駒内清田線
		④	一般道道 341 号真駒内御料札幌線
	市 道	⑤	市道真駒内滝野線
		⑥	市道石山西岡線
		⑦	市道駒岡真駒内線
		⑧	市道駒岡清掃工場横線
		⑨	市道澄川厚別滝野連絡線
	地下鉄道	⑩	市道石山西岡南線
		⑪	札幌市高速電車(地下鉄)南北線

注：図中番号は、図 3-3-1-8 に対応している。

出典：昭文社「スーパーマップル北海道道路地図 2017年版」（平成29年3月）

札幌市まちづくり政策局都市計画部ホームページ「都市計画情報提供サービス」



出典：昭文社「スーパーマップル北海道道路地図 2017年版」（平成29年3月）
 札幌市まちづくり政策局都市計画部ホームページ「都市計画情報提供サービス」

② 主要道路の交通量

主要道路の交通量は、表3-3-1-10及び表3-3-1-11のとおりであり、調査地点を図3-3-1-9及び図3-3-1-10に示す。

事業実施区域周辺の市道では、交通量の調査は行われていない。

表3-3-1-10 主要な交通施設の交通量（道路交通センサス）

路線名	一般国道230号		一般国道453号		主要道道82号 西野真駒内 清田線	一般道道341号 真駒内 御料札幌線
図中番号	①	②	③	④	⑤	⑥
地点名 年度	南区石山 1条5丁目	南区川沿 2条1丁目	南区真駒内 曙町2丁目	南区常盤 4条1丁目2	南区真駒内 上町1丁目	南区滝野 (清田区有明)
平成11年度	—	—	29,216	11,130	19,357	5,855
平成17年度	26,780	45,492	27,160	10,020	19,426	5,328
平成22年度	25,731	41,098	23,491	7,900	17,389	5,068

注1：斜文字は、推定値である。「—」は測定されていないことを示す。

2：図中番号は、図3-3-1-9に対応している。

3：交通量の単位は、台/24時である。

出典：北海道開発局「平成11年度 全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）

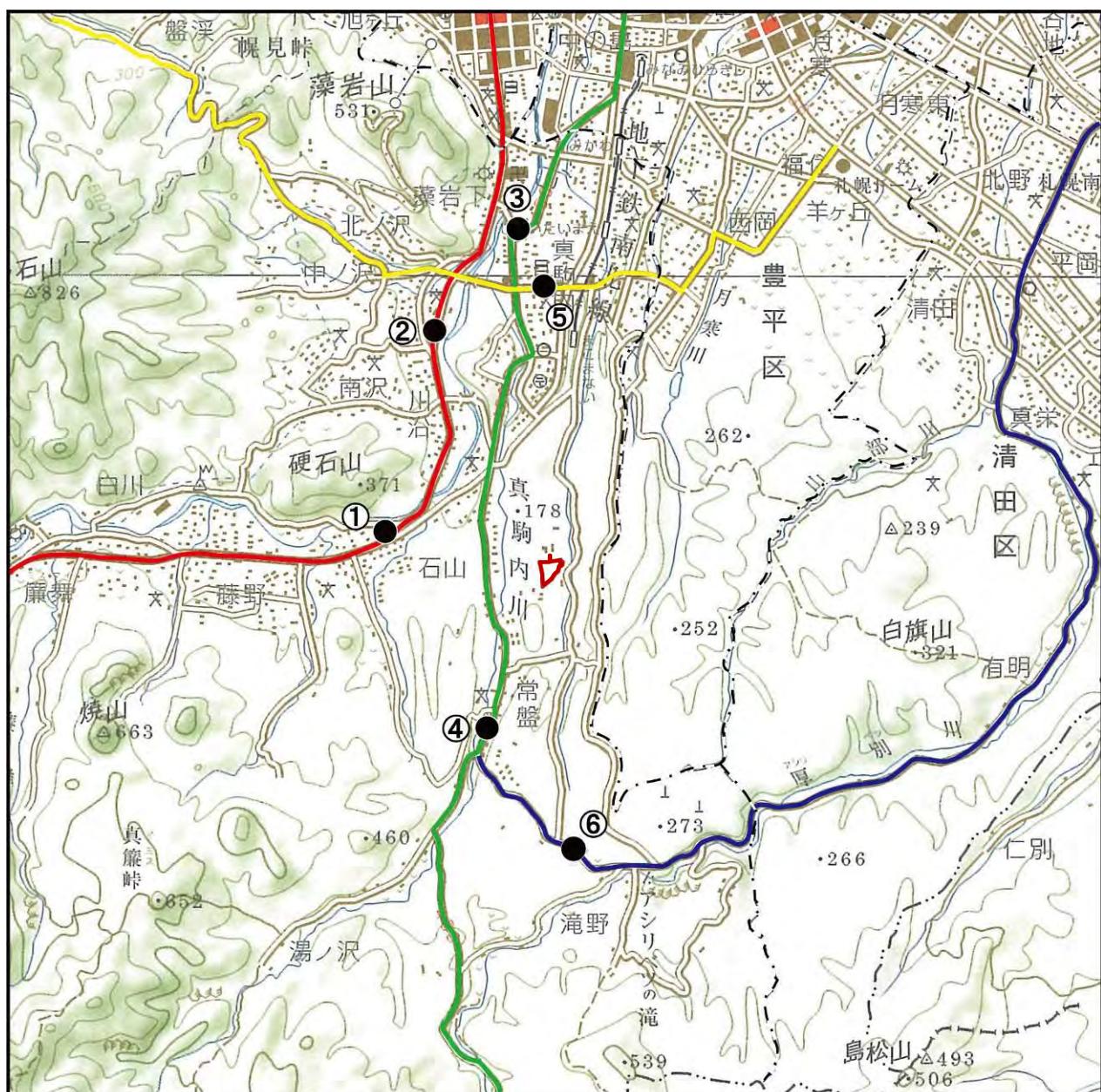
一般交通量調査箇所別基本表」（平成13年6月）

北海道開発局「平成17年度 全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）

一般交通量調査箇所別基本表」（平成19年9月）

国土交通省「平成22年度 全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）

一般交通量調査箇所別基本表」（平成24年12月）

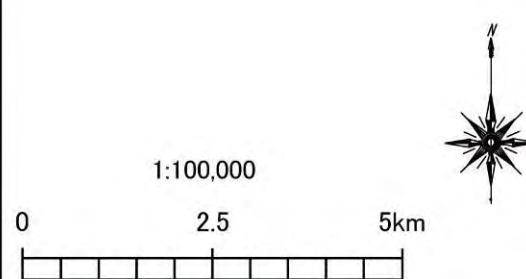


凡 例	
	事 業 実 施 区 域
---	区 界
—	一 般 国 道 2 3 0 号
—	一 般 国 道 4 5 3 号
—	主 要 道 道 82 号 西 野 真 駒 内 清 田 線
—	一 般 道 道 341 号 真 駒 内 御 料 札 幌 線
交 通 量 調 査 地 点	
①	南 区 石 山 1 条 5 丁 目
④	南 区 常 盤 4 条 1 丁 目 2
②	南 区 川 沿 2 条 1 丁 目
⑤	南 区 真 駒 内 上 町 1 丁 目
③	南 区 真 駒 内 曙 町 2 丁 目
⑥	南 区 滝 野 (清 田 区 有 明)

注：図中番号は、本文中の表3-3-1-10に対応している。

図 3-3-1-9
交通量調査地点位置図
(道路交通センサス)

注：この地図は、国土地理院発行の20万分の1地勢図(札幌)を拡大して使用したものである



出典：北海道開発局「平成17年度 全国道路交通情勢調査 一般交通量調査箇所別基本表」(平成19年9月)
国土交通省「平成22年度 全国道路交通情勢調査 一般交通量調査箇所別基本表」(平成24年12月)

表 3-3-1-11 主要な交通施設の交通量（札幌市交通量調査）

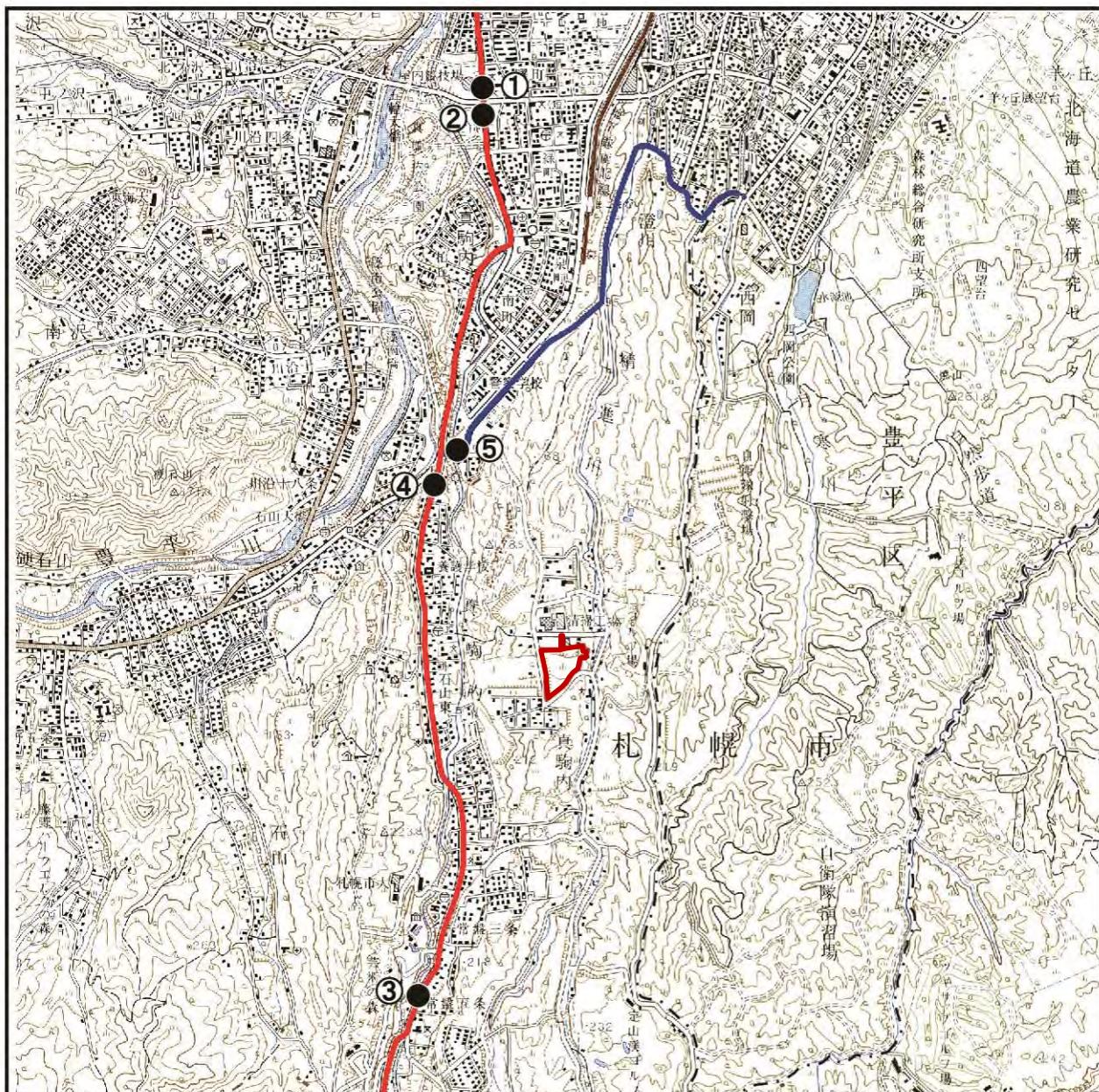
路線名	一般国道 453 号				市道石山 西岡線
図中番号	①	②	③	④	⑤
地点名	南区真駒内 曙町2丁目	南区 真駒内公園	南区常盤 4条1丁目	南区石山東 1丁目	南区石山東 1丁目
年度					
平成 6 年度	—	—	—	—	10,494
平成 13 年度	—	—	6,815	—	8,594
平成 14 年度	—	—	9,446	—	—
平成 16 年度	18,334	17,339	—	—	—
平成 17 年度	—	—	—	14,069	8,391
平成 18 年度	—	—	7,340	—	—
平成 19 年度	19,128	18,031	7,937	—	—
平成 20 年度	17,767	16,972	7,617	—	—
平成 21 年度	—	—	5,707	—	—
平成 22 年度	—	—	4,852	—	—
平成 23 年度	—	—	6,927	—	—
平成 24 年度	—	—	5,739	—	—
平成 25 年度	—	—	5,304	—	—
平成 26 年度	—	—	8,014	—	—
平成 27 年度	—	—	7,266	—	—

注 1：図中番号は、図 3-3-1-10 に対応している。

2：交通量の単位は、台/12 時である。

出典：札幌市企画調整局「交通量調査集計結果表」（平成6年～平成16年）

札幌市市民まちづくり局「交通量調査集計結果表」（平成17年度～平成27年度）

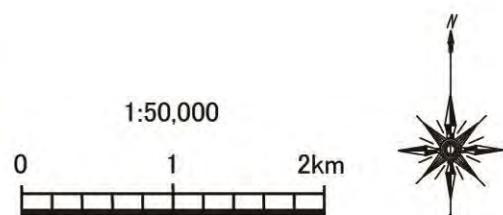


凡 例	
	事 業 実 施 区 域
---	区 界
	一 般 国 道 4 5 3 号
	市 道 石 山 西 岡 線
●	交 通 量 調 査 地 点
①	南 区 真 駒 内 曙 町 2 丁 目
②	南 区 真 駒 内 公 園
③	南 区 常 盤 4 条 1 丁 目
④	南 区 石 山 東 1 丁 目
⑤	南 区 石 山 東 1 丁 目

注：図中番号は、本文中の表3-3-1-11に対応している。

図 3-3-1-10
交通量調査地点位置図
(札幌市交通量調査)

注：この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図(石山)を使用したものである



出典：札幌市企画調整局、市民まちづくり局「交通量調査集計結果表」(平成6年度～平成27年度)

2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係るアクセス状況

① ヒアリング調査の概要

主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係るアクセス状況を把握するために、ヒアリング調査を実施した。

ヒアリング調査の概要を表 3-3-1-12 に示す。

調査対象とする人と自然との触れ合い活動の場は、市街地からアクセスする際に、事業実施区域周辺を走行する可能性がある「滝野すずらん丘陵公園」及び「札幌芸術の森」の 2か所とした。

調査事項については、アクセス状況に係る各施設へのアクセス方法、利用頻度、アクセス路とした。

表 3-3-1-12 ヒアリング調査の概要

調査日	調査地点	調査事項		
		アクセス方法	利用頻度	アクセス路
平成 27 年 8月 22 日 (土)	・滝野すずらん 丘陵公園 ・札幌芸術の森	・自家用車 ・バス ・その他 の中から選択	・月 1 回以上 ・2~3 ヶ月に 1 回程度 ・半年に 1 回程度 ・年に 1 回 ・数年に 1 回 ・初めて の中から選択	いくつかのア クセス路を示 し、その中から 選択

② ヒアリング調査の結果

各公園へのアクセス方法の調査結果を表 3-3-1-13 に示す。

各公園へのアクセス方法はほとんどが自家用車であった。

各公園の利用頻度の調査結果を表 3-3-1-14 に示す。滝野すずらん丘陵公園の利用頻度は2~3ヶ月に1回程度という回答が最も多く、利用のリピートが多い傾向がみられた。一方、札幌芸術の森の利用頻度は数年に1回及び初めてという回答が多く、滝野すずらん丘陵公園に比べて利用頻度は少ないという傾向がみられた。

各公園へのアクセス路の調査結果とアクセス路の選択肢を表 3-3-1-15 及び図 3-3-1-11~12 に示す。滝野すずらん丘陵公園へのアクセス路は①真駒内通経由～道道341号(西)経由のルートが最も多く、札幌芸術の森へのアクセス路は①真駒内通(北)経由のルートが最も多かった。

表 3-3-1-13 各公園へのアクセス方法

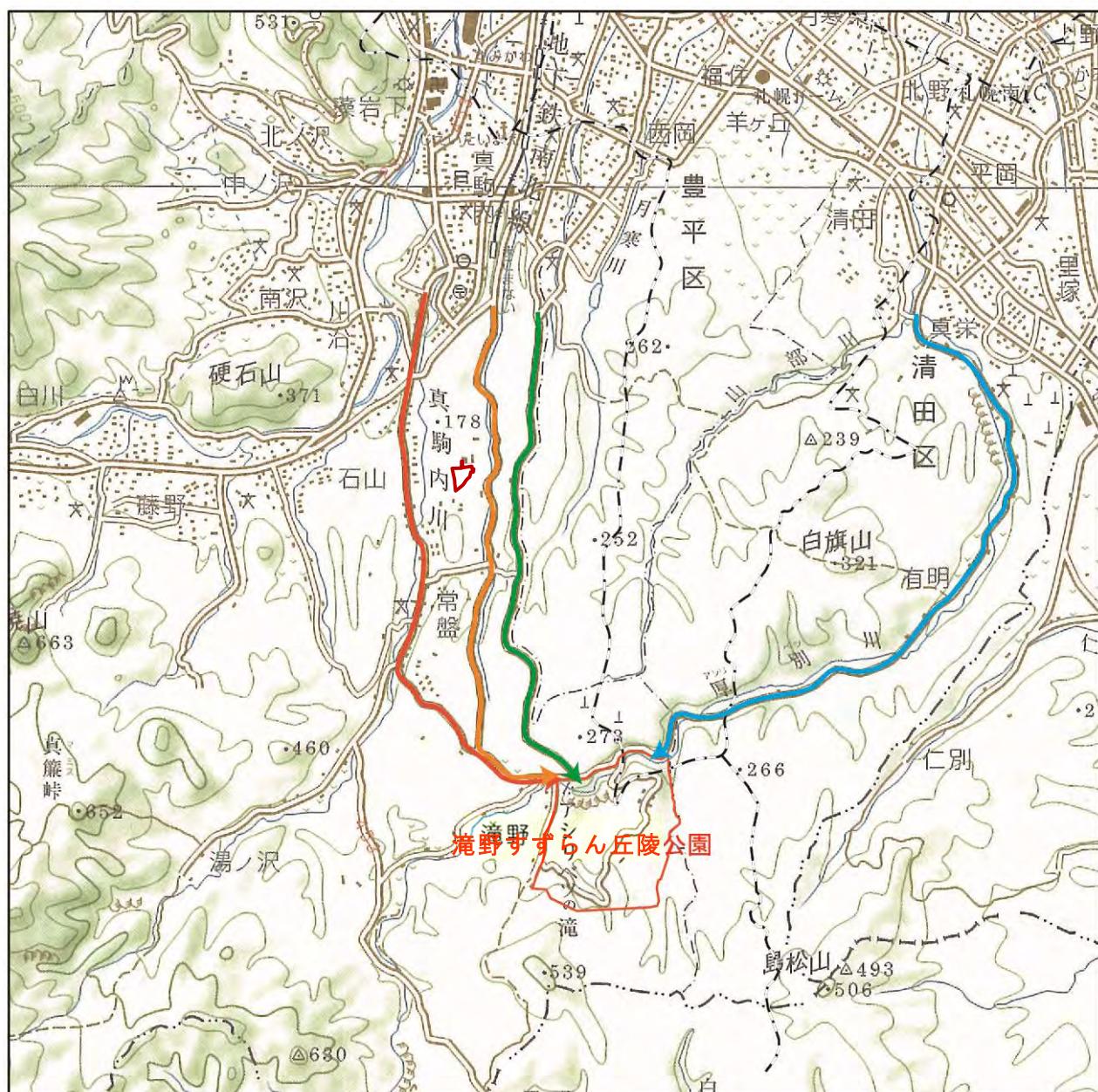
交通手段	滝野すずらん丘陵公園	札幌芸術の森
自家用車	35台	97.2%
バス	1台	2.8%
その他	0台	0.0%
合計	36台	100.0%
	23台	95.8%
	1台	4.2%
	0台	0.0%
	24台	100.0%

表 3-3-1-14 各公園の利用頻度

利用頻度	滝野すずらん丘陵公園	札幌芸術の森
月1回以上	6人	16.7%
2~3ヶ月に1回程度	8人	22.2%
半年に1回程度	6人	16.7%
年に1回程度	6人	16.7%
数年に1回	6人	16.7%
初めて	4人	11.1%
合計	36人	100.0%
	1人	4.0%
	3人	12.0%
	4人	16.0%
	9人	36.0%
	5人	20.0%
	25人	100.0%

表 3-3-1-15 各公園へのアクセス路

利用施設	利用路線	回答者数	比率
滝野すずらん丘陵公園	①真駒内通～道道341号(西)経由	13人	36.1%
	②道道341号(西)経由	4人	11.1%
	③市道澄川厚別滝連絡線経由	2人	5.6%
	④道道341号(東)経由	16人	44.4%
	⑤その他	1人	2.8%
	合計	36人	100.0%
札幌芸術の森	①真駒内通(北)経由	14人	56.0%
	②市道真駒内滝野線経由	2人	8.0%
	③市道澄川厚別滝連絡線経由	2人	8.0%
	④真駒内通(南)経由	7人	28.0%
	合計	25人	100.0%

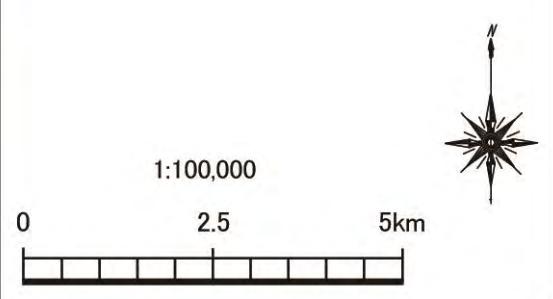


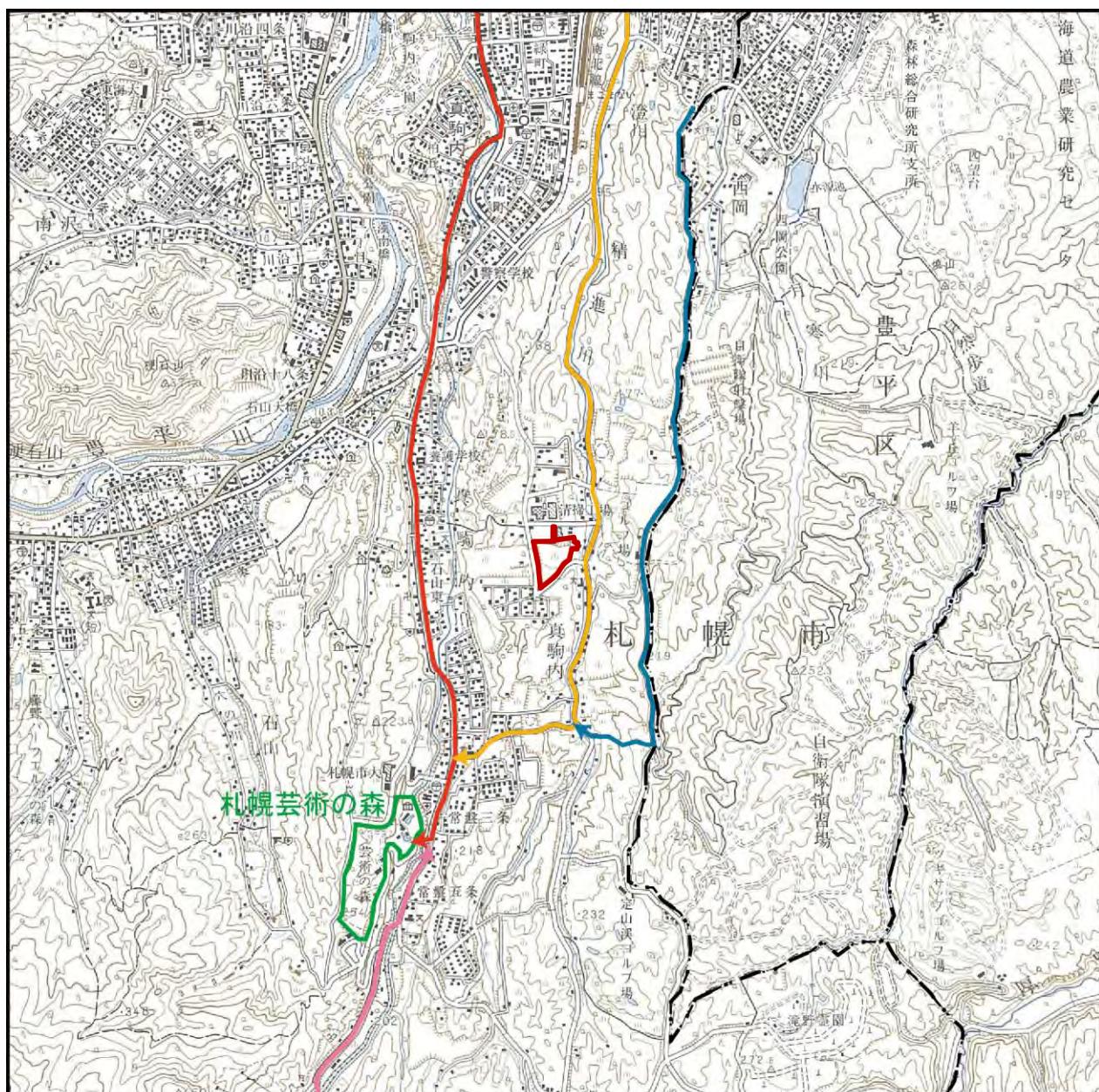
凡 例	
	事 業 実 施 区 域
---	区 界
—	①真駒内通～道道341号（西）経由
—	②道道341号（西）経由
—	③市道澄川厚別滝野連絡線経由
—	④道道341号（東）経由

注：図中番号は、本文中の表3-3-1-15に対応している。

図 3-3-1-11
滝野すずらん丘陵公園へのアクセス路

注：この地図は、国土地理院発行の20万分の1地勢図（札幌）を拡大して使用したものである



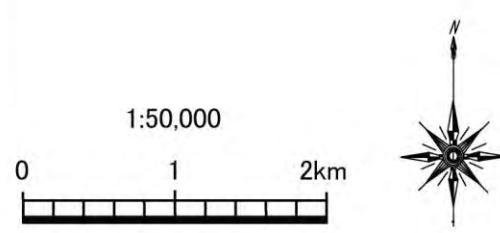


凡 例	
	事 業 実 施 区 域
- - - - -	区 界
—	① 真 駒 内 通 (北) 経 由
—	② 真 駒 内 滝 野 線 経 由
—	③ 市 道 澄 川 厚 別 滝 野 連 絡 線 経 由
—	④ 真 駒 内 通 (南) 経 由

注：図中番号は、本文中の表3-3-1-15に対応している。

図 3-3-1-12
札幌芸術の森へのアクセス路

注：この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図（石山）を使用したものである



(5) 環境保全の配慮が必要な施設の配置及び住宅の配置状況

1) 環境保全の配慮が必要な施設の分布

① 学校の分布

事業実施区域の周辺における学校の分布状況を表3-3-1-16及び図3-3-1-13に示す。

事業実施区域に最も近い「札幌市立駒岡小学校」は、敷地境界から約200mの距離にある。

表3-3-1-16 事業実施区域の周辺における学校

図中番号	区分	施設名	事業実施区域の敷地境界から最短距離
①	学 校	札幌市立駒岡小学校	約200m
②		札幌市立石山東小学校	約630m
③	特別支援学校	北海道札幌伏見支援学校 もなみ学園分校	約1,050m

注：図中番号は、図3-3-1-13に対応している。

出典：札幌市教育委員会「札幌市立学校・幼稚園一覧」（平成29年4月）

北海道教育委員会「平成29年度 特別支援教育」（平成29年10月）

② 医療施設の分布

事業実施区域周辺における医療施設の分布状況を表3-3-1-17及び図3-3-1-14に示す。

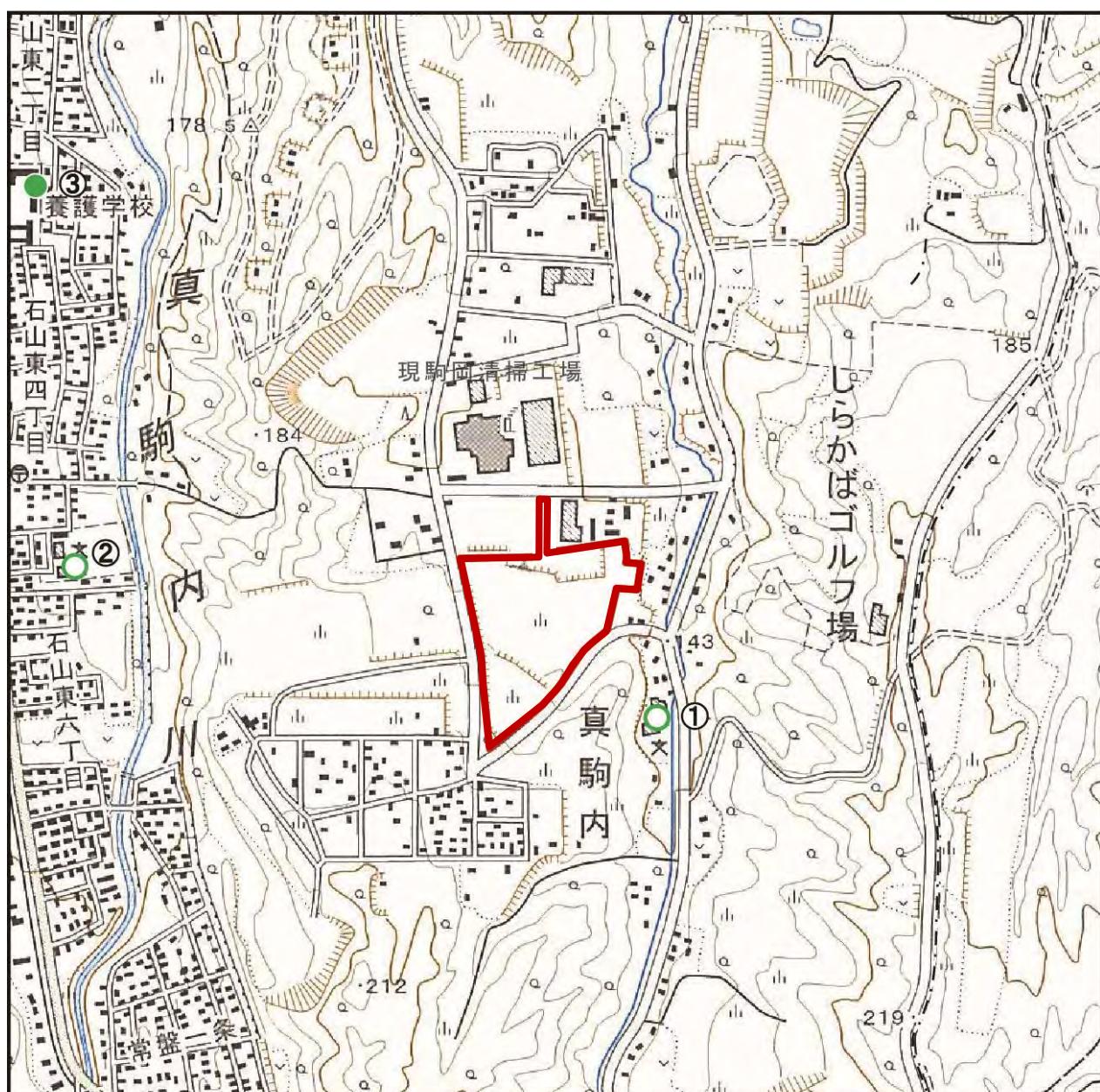
事業実施区域に最も近い「札幌南病院」は、敷地境界から約880mの距離にある。

表3-3-1-17 事業実施区域周辺における医療施設

図中番号	区分	施設名	事業実施区域の敷地境界から最短距離
①	病院	医療法人大空 札幌南病院	約880m

注：図中番号は、図3-3-1-14に対応している。

出典：北海道保健福祉部「道内医療機関の名簿について」（平成29年4月）

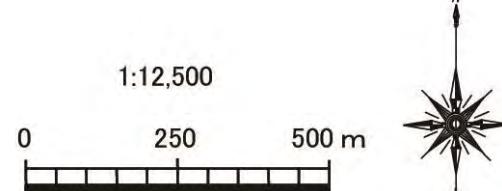


凡 例		
	事 業 実 施 区 域	
	区 界	
	学 校	
	特 别 支 援 学 校	
①	札幌市駒岡小学校	
②	札幌市立石山東小学校	
③	北海道札幌伏見支援学校 もなみ学園分校	

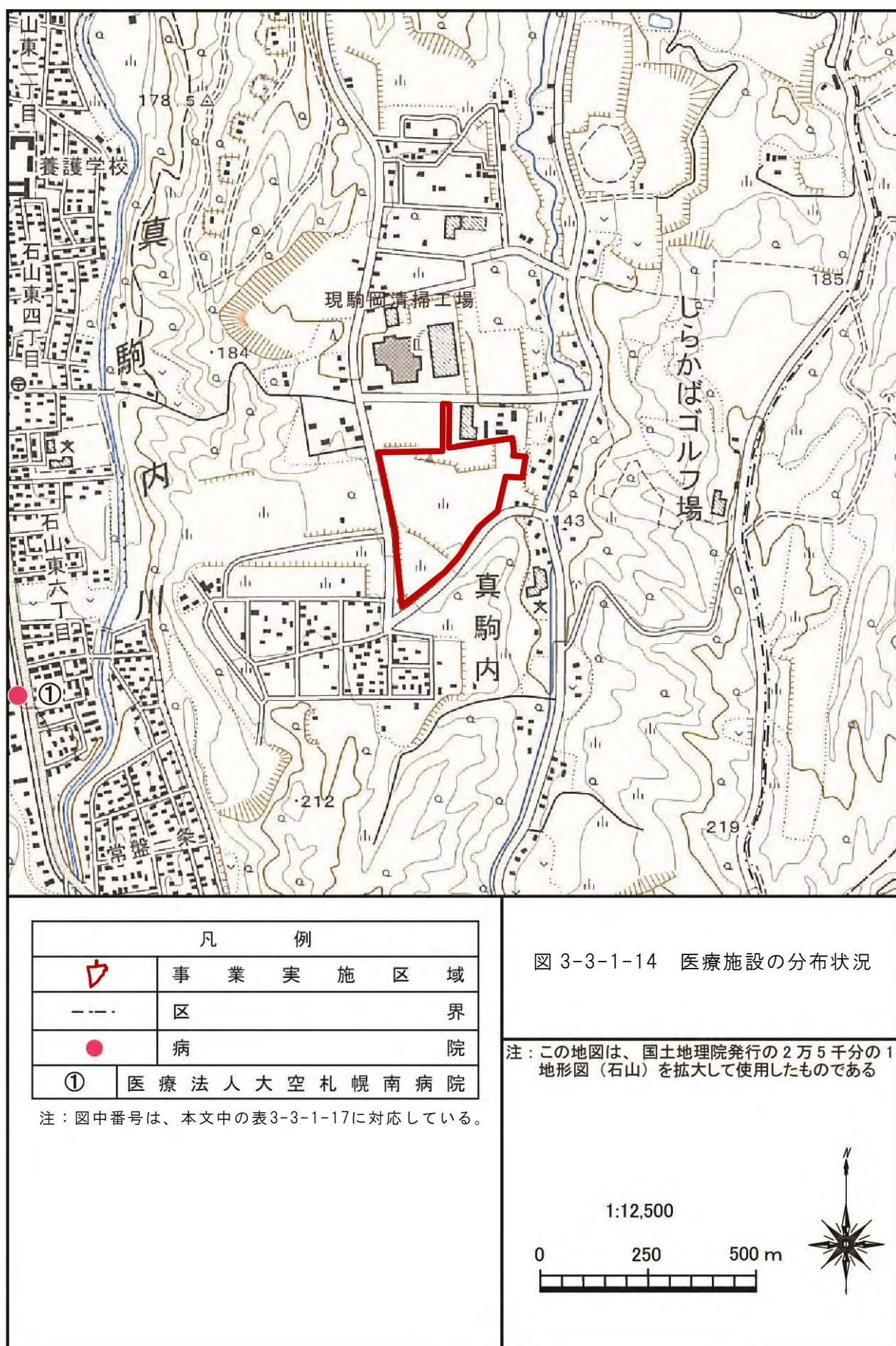
注：図中番号は、本文中の表3-3-1-16に対応している。

図 3-3-1-13 学校の分布状況

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（石山）を拡大して使用したものである



出典：札幌市南区役所「南区ガイド&MAP」（平成29年3月）



出典：北海道保健福祉部「道内医療機関の名簿について」（平成29年4月）

③ 社会福祉施設の分布

事業実施区域周辺における社会福祉施設の分布状況を表3-3-1-18及び図3-3-1-15に示す。

事業実施区域に最も近い「札幌市保養センター駒岡」は、敷地境界から約500mの距離にある。

表3-3-1-18 事業実施区域周辺における社会福祉施設

図中番号	区分	施設名	事業実施区域の敷地境界から最短距離
①	老人休養ホーム	札幌市保養センター駒岡	約500m
②	障がい者福祉施設	社会福祉法人札幌石山福祉会 南陽荘入所部	約440m
③	児童福祉施設	社会福祉法人北海道社会福祉事業団 福祉型障がい児入所施設 もなみ学園	約1,000m
④	老人福祉施設	有限会社優和サービス デイサービスふれあい	約880m
⑤		有限会社優和サービス デイサービスふるさと	約880m
⑥		社会福祉法人北海道ハピネス 和幸園芸術の森 デイサービスセンターのえるの森	約1,000m

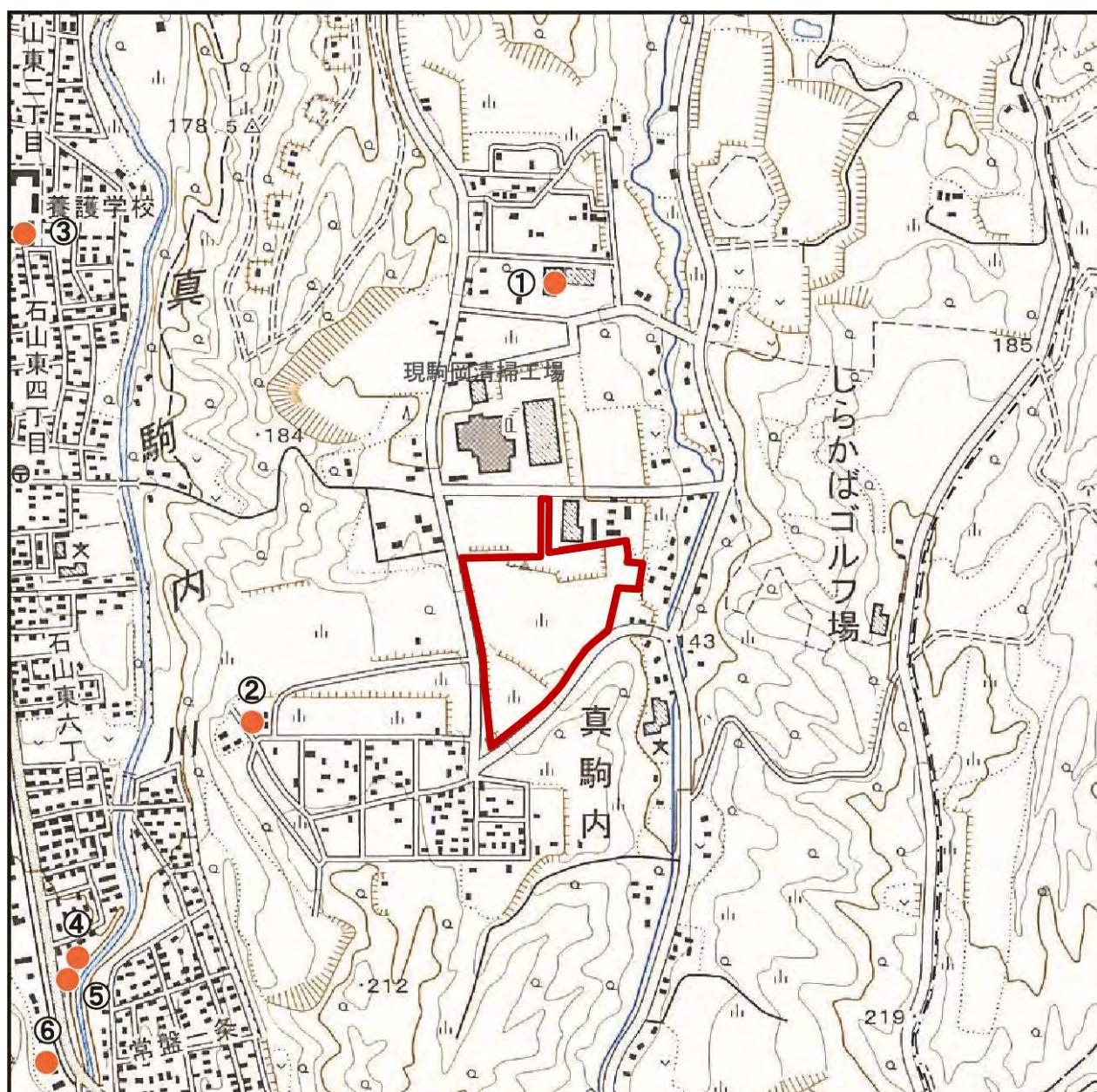
注：図中番号は、図3-3-1-15に対応している。

出典：札幌市南区役所「南区ガイド&MAP」（平成29年3月）

札幌市保健福祉局「札幌市の社会福祉施設」（平成29年4月）

札幌市保健福祉局「指定事業所及び施設一覧(南区)」（平成29年5月）

ゼンリン「住宅地図 札幌市南区」（平成28年7月版）

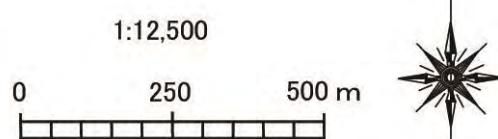


凡 例	
	事 業 実 施 区 域
	区 界
	社 会 福 祉 施 設
①	札幌市保養センター駒岡
②	社会福祉法人札幌石山福祉会 南陽荘入所部
③	社会福祉法人北海道社会福祉事業団 福 祉 型 障 が い 児 入 所 施 設 もなみ学園
④	(有) 優和サービスデイサービスふれあい
⑤	(有) 優和サービスデイサービスふるさと
⑥	社会福祉法人北海道ハピネス和幸園芸術の森 デイサービスセンターのえるの森

注：図中番号は、本文中の表3-3-1-18に対応している。

図 3-3-1-15
社会福祉施設の分布状況

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（石山）を拡大して使用したものである



出典：札幌市南区役所「南区ガイド&MAP」（平成29年3月）
ゼンリン「住宅地図 札幌市南区」（平成28年7月）

2) 住宅の配置

① 集落の分布状況

事業実施区域周辺における集落の分布状況として、人口集中地区（平成17年国勢調査DID区域）を図3-3-1-16に示す。

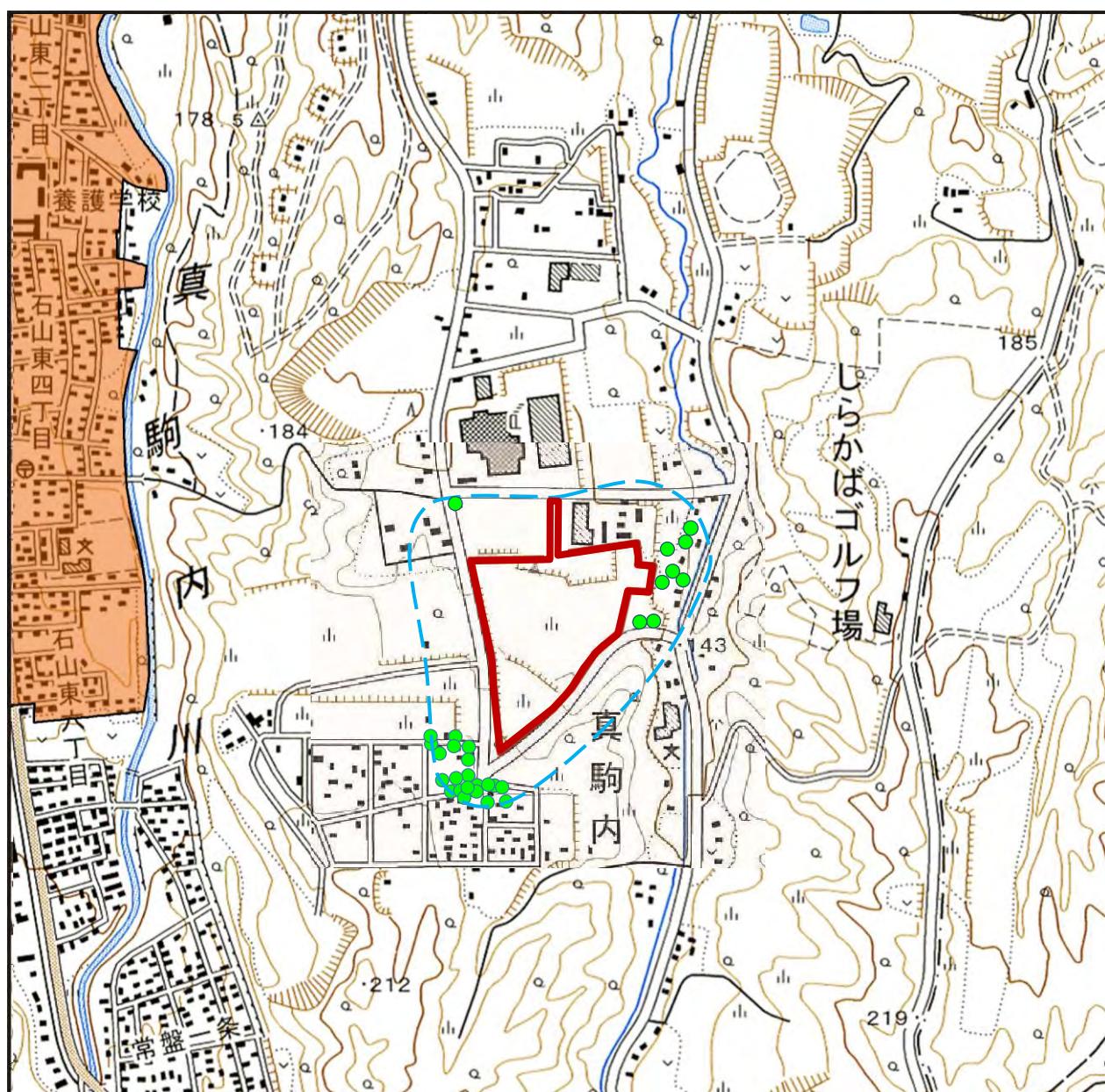
事業実施区域周辺においては、南側に真駒内駒岡団地があるほか、西側の石山東や常盤に住宅地がある。

② 事業実施区域の周辺の人家

事業実施区域の敷地境界から周辺100mの範囲に分布する人家の状況を図3-3-1-16に示す。

南西方向の駒岡団地及び東方向の精進川沿いに多く立地しており、西方向と南東方向には人家がほとんどない。敷地境界から100m範囲内には約30軒の人家があり、東側敷地境界に最寄りの人家が隣接している。

なお、敷地境界から100m範囲の人家の状況を把握した理由は、『廃棄物処理施設生活環境影響調査指針について』（環境省、公布日：平成18年9月4日）における騒音及び振動の調査対象地域の設定について、「対象施設から発生する騒音が距離減衰式等により相当程度変化すると考えられる地域であって、人家等が存在する地域とし、敷地境界から概ね100mまでの範囲とする（振動も同じ考え方）」とされていることを参考にした。



凡 例	
	事 業 実 施 区 域
	区 界
	人 口 集 中 地 区 (平成 27 年国勢調査 DID 地区)
	事 業 実 施 区 域 の 周 边 100m 範 囲
	事 業 実 施 区 域 の 周 边 100 m 範 囲 に 立 地 す る 人 家

図 3-3-1-16
人口集中地区及び
周辺 100m 範囲にある人家

注：この地図は、国土地理院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図（石山）を拡大して使用したものである

1:12,500

0 250 500 m



出典：国土地理院(電子国土Web)「人口集中地区 平成27年(総務省統計局)」
ゼンリン「住宅地図 札幌市南区」(平成28年7月)

(6) 下水道の整備の状況

1) 下水道の整備状況

札幌市全体、札幌市南区及び豊平区の下水道の整備状況及び処理人口を表 3-3-1-19 に示す。

事業実施区域及びその周辺内の下水道処理区域は図 3-3-1-17 のとおりで、事業実施区域は下水道処理区域外であるが、付近には下水道の分流管きょ（污水幹線及び污水枝線）及び圧送管（污水）がある。

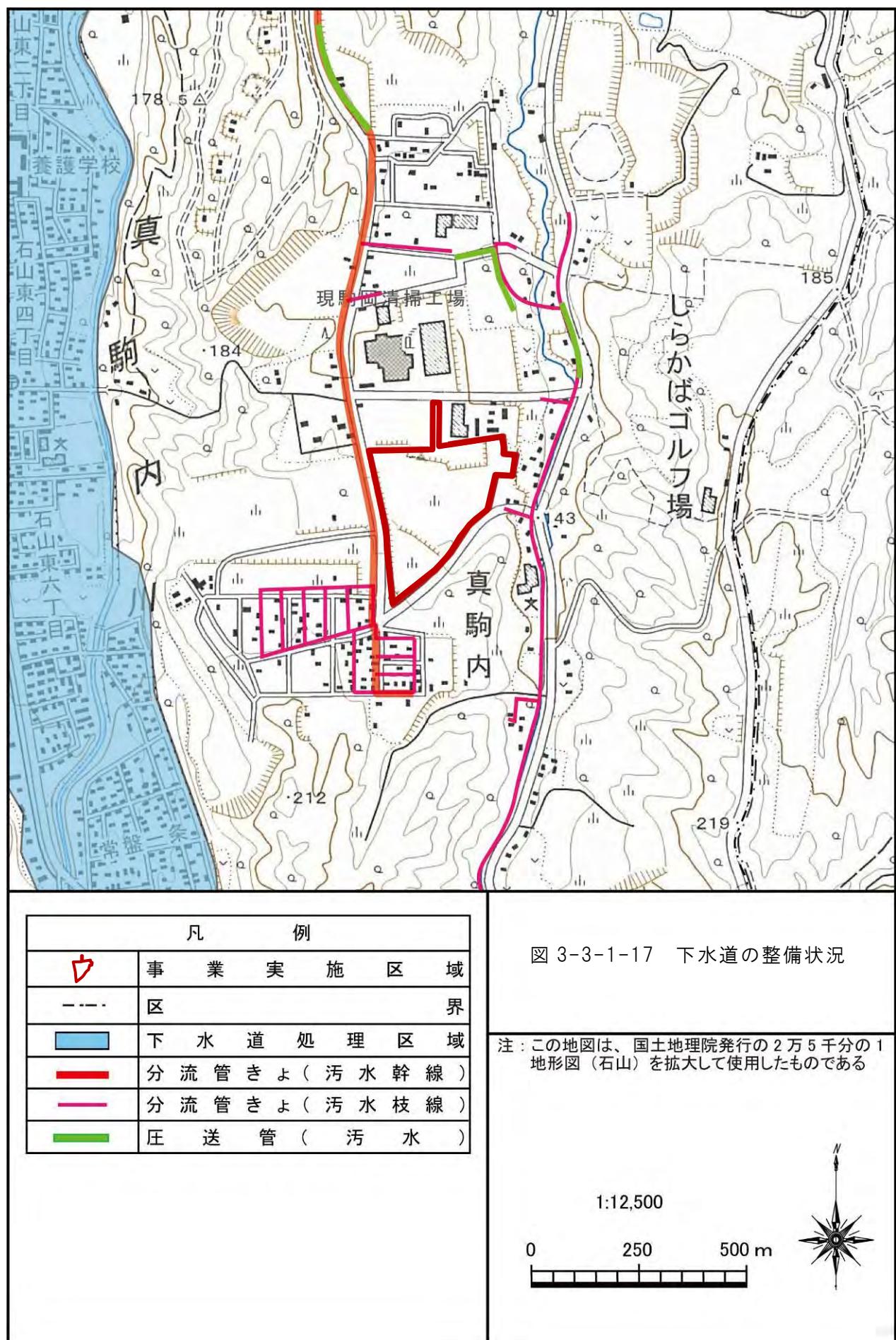
表 3-3-1-19 下水道の整備状況及び処理人口

平成 28 年 3 月 31 日現在

地区	管きょ延長 (km)	総人口(A) (千人)	処理区域		
			面積 (ha)	人口(B) (千人)	普及率 (B)/(A) (%)
札幌市全体	8,248.7	1,953.8	24,743	1,949.5	99.8
南 区	—	141.4	2,456	139.7	98.8
豊平区	—	218.8	2,145	218.7	99.9

注：総人口は 10 月 1 日現在の人口である。

出典：札幌市まちづくり政策局「札幌市統計書 平成28年版」（平成29年3月）



出典：札幌市下水道河川局事業推進部「下水道台帳情報提供サービス」

(7) 大気中のダイオキシン類の状況

1) 廃棄物焼却施設から大気中に排出されるダイオキシン類

全国の廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の総量は、ダイオキシン類対策特別措置法が施行されて以来、処理方法の改善や広域化が進み、減少し続けている。

最近の一般廃棄物処理施設からの年間排出総量は30g/年程度で、約5年間横ばい状況にある。

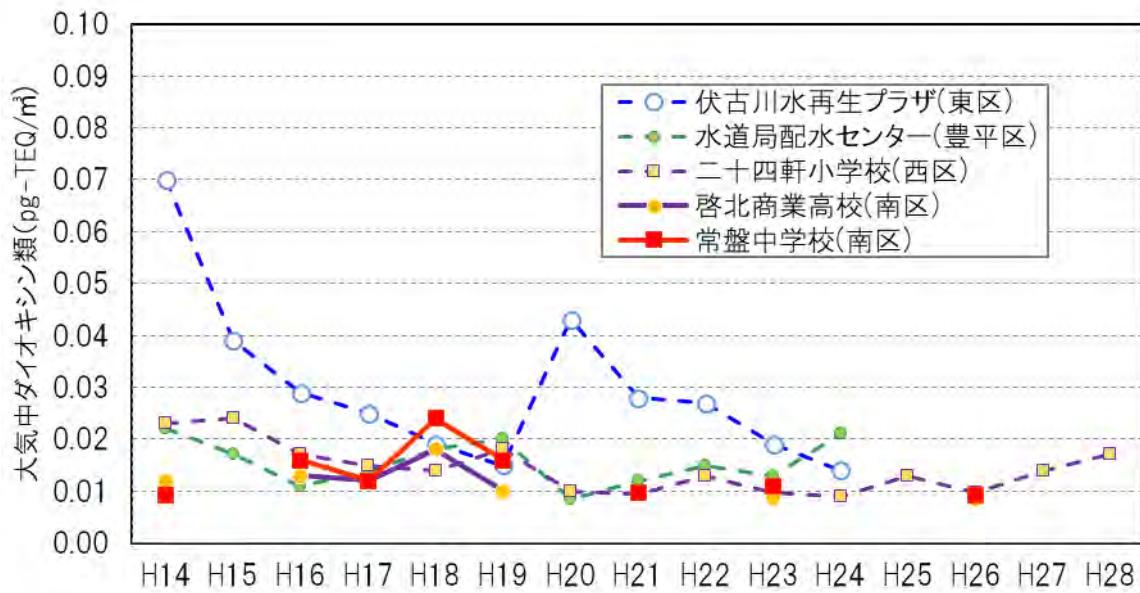
2) 札幌市内的一般環境大気中のダイオキシン類

札幌市内における大気中ダイオキシン類の観測結果を図3-3-1-18に示す。

札幌市内測定局における大気中ダイオキシン類の濃度は、概ね減少から横ばい傾向にあり、平成14年測定開始以来環境基準0.6pg-TEQ/m³（縦軸最大値が0.1のため未表示）を達成している。

事業実施区域に近い啓北商業高校（紫線）及び常盤中学校（赤線）の状況は、前掲の表3-2-1-7に記載し、現駒岡清掃工場の周辺地点に該当するが、他の地点と比較しても概ね低い値で推移している。

啓北商業高校及び常盤中学校の位置については、前掲の図3-2-1-7に示すとおりである。



注：大気質ダイオキシン類の環境基準は0.6pg-TEQ/m³（縦軸のスケール外）

出典：札幌市環境局環境都市推進部

「札幌市の環境-大気・水質・騒音等データ集-」（平成14年度～平成28年度）

図3-3-1-18 一般環境大気の継続調査地点のダイオキシン類濃度

3-3-2 環境関係法令に係る項目

(1) 環境基本法に基づく環境基準及び類型指定状況

1) 大気汚染

大気の汚染に係る環境基準は、人が通常生活する地域において、表 3-3-2-1 に示す項目及び基準（維持されることが望ましい目標値）が設定されている。

ただし、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、基準は適用しない。

表 3-3-2-1 大気の汚染に係る環境基準

項目	環境基準	環境基準達成状況の判断	
	環境上の条件	短期的評価	長期的評価
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。		—
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間の1時間値で評価し、これが0.06ppm以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。		—
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。		—
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。		—
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。		—
備考) 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3 微小粒子状物質の環境基準は、微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定器による方法により測定した場合における測定値によるものとする。 4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 5 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 6 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準は、維持され、又は早期達成に努めるものとする。			

昭和48年5月8日 環境庁告示第25号(二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント)

昭和48年5月16日 環境庁告示第35号(二酸化いおう)

昭和53年7月11日 環境庁告示第38号(二酸化窒素)

平成9年2月4日 環境庁告示第4号(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)

平成21年9月9日 環境省告示第33号(微小粒子状物質)

2) 騒音

騒音に係る環境基準については、道路に面する地域とそれ以外の地域とで類型及び区分に応じた基準値を設定している。

道路に面する地域以外の地域の基準を表3-3-2-2に示す。

また、道路に面する地域の基準を表3-3-2-3に、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準を表3-3-2-4に示す。

札幌市ではこれらの環境基準を適用するべき地域類型の指定を行っており、影響範囲（騒音・振動）の騒音に係る類型指定状況を図3-3-2-1に示す。

事業実施区域は、騒音に係る環境基準の指定地域外に位置している。

表 3-3-2-2 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）

地域の類型	基準値（デシベル）	
	昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
A	55 以下	45 以下
B	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

注) A : 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
B : 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
C : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表 3-3-2-3 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値（デシベル）	
	昼間	夜間
A地域のうち 2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B地域のうち 2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

備考) 1 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
2 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

表 3-3-2-4 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

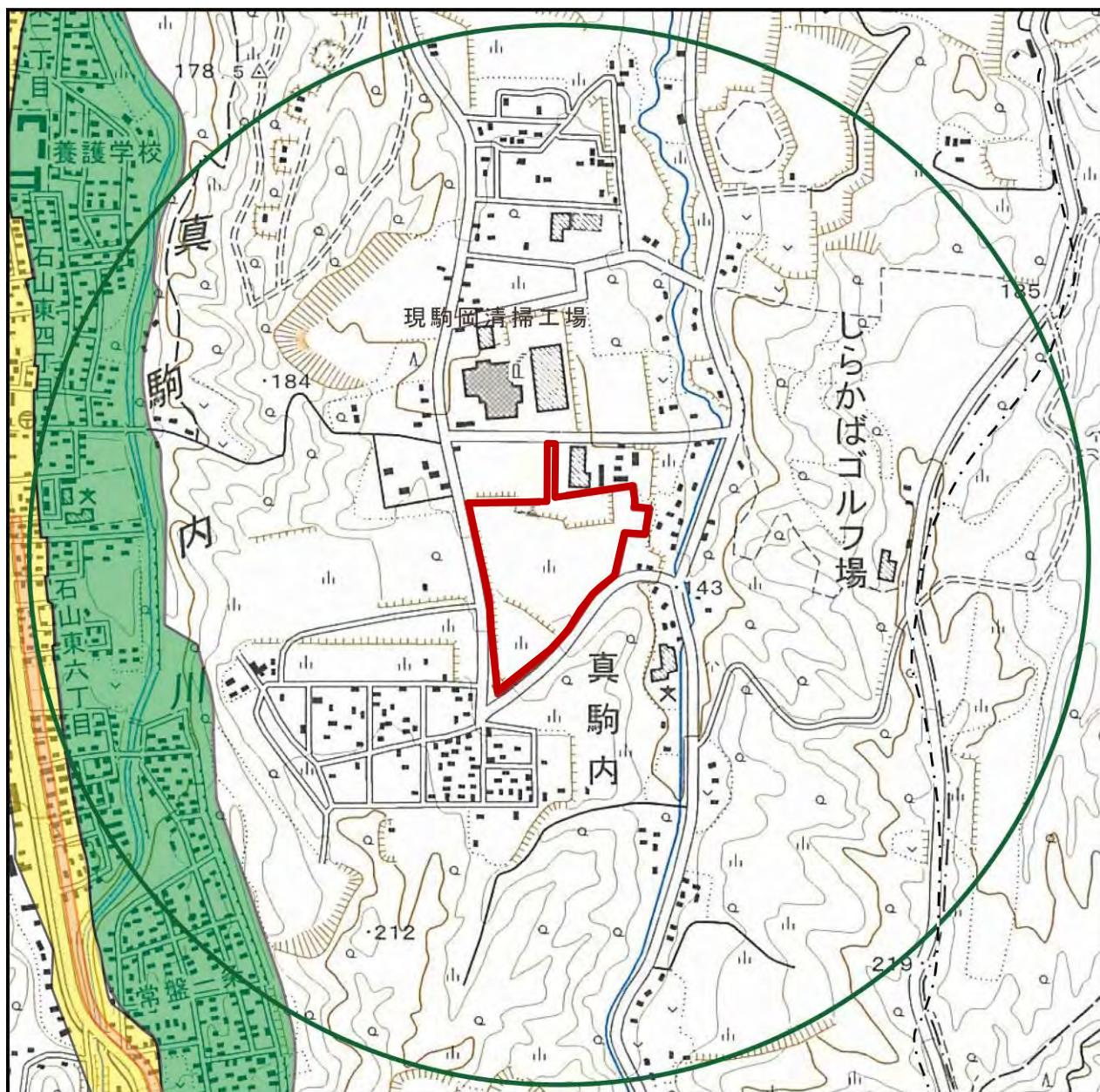
基準値（デシベル）	
昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
70 以下	65 以下

備考) 1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。
・ 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15 メートル
・ 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20 メートル
2 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、室内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

平成10年9月30日 環境庁告示第64号

平成24年3月30日 環境省告示第54号

平成24年3月30日 札幌市告示第722号



凡 例	
	事 業 実 施 区 域
	区 界
	影 韻 範 围 (騒 音 ・ 振 動)
	A 類 型
	B 類 型

図 3-3-2-1
騒音に係る環境基準類型指定地域図

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（石山）を拡大して使用したものである

1:12,500

0 250 500 m



出典：札幌市環境局環境都市推進部「平成29年度 札幌市環境白書」（平成29年12月）

3) 水質

水質汚濁に係る環境基準について、人の健康の保護に関する環境基準を表 3-3-2-5 に、生活環境の保全に関する環境基準を表 3-3-2-6 に示す。

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域に一律に適用され、生活環境の保全に関する環境基準は、利水目的に応じて知事が指定する水域類型ごとに適用される。

水生生物の保全に関する環境基準を表 3-3-2-7 に示す。

札幌市内の河川において、平成 27 年 3 月 27 日現在、水生生物保全に係る環境基準の類型指定地点はない。

影響範囲（工事濁水）における水域類型の指定状況を表 3-3-2-8 及び図 3-3-2-2 に示す。精進川全域及び真駒内川全域が河川の環境基準 A 類型に、精進川全域及び真駒内川が流入する豊平川中流が環境基準 B 類型に指定されている。

表 3-3-2-5 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

備考) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3 海域については「ふっ素」及び「ほう素」の基準値は適用しない。
 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオン濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

平成11年 2月22日 環境庁告示第14号(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素)

平成21年11月30日 環境省告示第78号(1,1-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサン)

平成23年10月27日 環境省告示第94号(カドミウム)

平成26年11月17日 環境省告示第126号(トリクロロエチレン)

表 3-3-2-6 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考) 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

注：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

：2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

：3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

：4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

：5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

平成20年4月1日 環境省告示第40号

表 3-3-2-7 水生生物の保全に関する環境基準

項目 類型	水生生物の生息 状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

備考) 基準値は年間平均値とする。

平成15年11月 5日 環境省告示第123号(全亜鉛)

平成21年11月30日 環境省告示第78号

平成24年 8月22日 環境省告示第127号(ノニルフェノール)

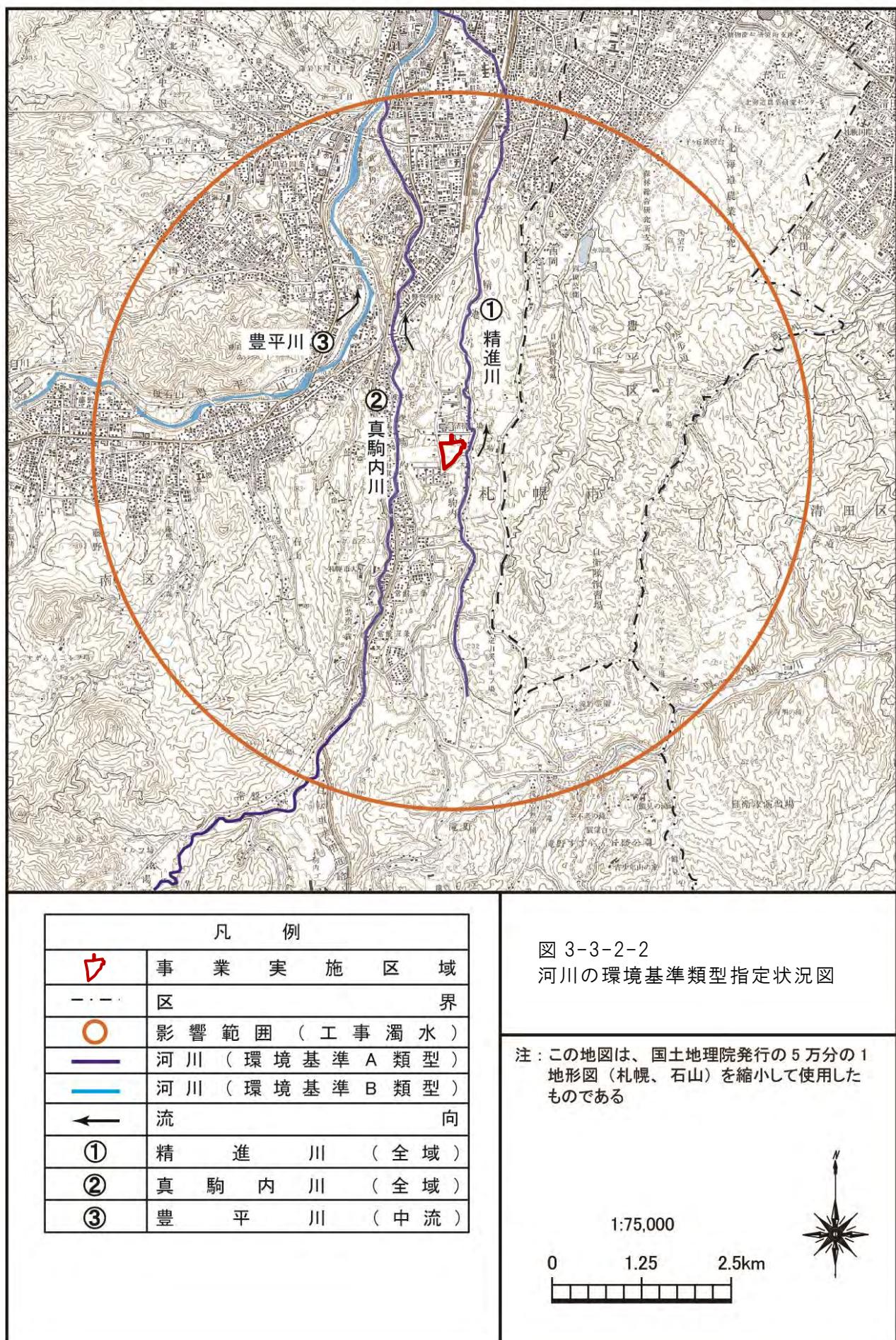
平成25年 3月27日 環境省告示第30号(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)

表 3-3-2-8 河川の環境基準類型指定状況

水 域			類型指定	告示年月日
石狩川	豊 平 川	中 流	B(イ)	1974年5月14日
	精 進 川	全 域	A(イ)	2000年3月31日
	真 駒 内 川	全 域	A(ロ)	1974年5月14日

注) 達成期間「イ」は類型指定後直ちに達成すること。

達成期間「ロ」は類型指定後、5年以内で可及的すみやかに達成すること。



出典：北海道環境生活部「生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定状況」(平成27年3月27日現在)

4) 土壌汚染

土壌の汚染に係る環境基準を表3-3-2-9に示す。

なお、次の土壌については、環境基準を適用しない。

- ① 汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所
- ② 原材料の堆積場
- ③ 廃棄物の埋立地その他の土壤環境基準項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集めている施設に係る土壤

表3-3-2-9 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壤1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふつ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

- 備考) 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成しこれを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

平成3年8月23日 環境庁告示第46号

平成22年6月16日 環境省告示第37号(カドミウム)

平成26年3月20日 環境省告示第44号(1,1-ジクロロエチレン)

平成28年3月29日 環境省告示第33号(クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1,4-ジオキサン)

5) 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準を表3-3-2-10に示す。地下水の環境基準は、すべての地下水に適用される。

表3-3-2-10 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふつ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

- 備考) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオン濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号
 平成9年3月13日 環境庁告示第10号(地下水)
 平成11年2月22日 環境庁告示第14号(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素)
 平成21年11月30日 環境省告示第79号(塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサン)
 平成23年10月27日 環境庁告示第95号(カドミウム)
 平成26年11月17日 環境庁告示第127号(トリクロロエチレン)
 平成28年3月29日 環境庁告示第31号(クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー))

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準の設定状況

1) 大気汚染

ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準を表 3-3-2-11 に示す。

表 3-3-2-11 大気の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用除外範囲
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所
備考) 1 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気の基準値は、年間平均値とする。		

平成11年12月27日 環境庁告示第68号

2) 水質の汚濁

ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準を表 3-3-2-12(1) 及び表 3-3-2-12(2) に示す。

表3-3-2-12(1) 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く）に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用範囲
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下	公共用水域及び地下水
備考) 1 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 水質の基準値は、年間平均値とする。		

平成11年12月27日 環境庁告示第68号

平成14年 7月22日 環境省告示第46号

表3-3-2-12(2) 水底の底質の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用範囲
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下	公共用水域の水底の底質
備考) 1 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。		

平成11年12月27日 環境庁告示第68号

平成14年 7月22日 環境省告示第46号

3) 土壤汚染

ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準を表 3-3-2-13 に示す。

表 3-3-2-13 土壤の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用除外範囲
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壤
備考) 1 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

平成11年12月27日 環境庁告示第68号

(3) 公害の防止に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況及び規制基準

1) 大気汚染防止法等に基づく区域の指定状況、規制基準等

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設から発生する硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物及び塩化水素に係る排出基準を定めている。

① 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準は、排出口の高さに応じて許容される排出量を表 3-3-2-14 に示す式により、K 値（定数）を用いて算出する。

K 値（定数）は政令で地域ごとに定めており、札幌市の K 値を表 3-3-2-15 に示す。事業実施区域は 4.0 である。

表 3-3-2-14 硫黄酸化物に係る排出基準

項目	単位	排出基準
		硫黄酸化物
廃棄物焼却炉	m ³ /h	$q = K \times 10^{-3} \times He^2$
q : 温度 0°C、圧力 1 気圧に状態に換算した硫黄酸化物の量(m ³ /h)		
K : 政令で地域ごとに定める値		
He : 上昇補正煙突高さ(m)		

昭和46年 6月22日 厚生省、通産省令第1号
平成14年 5月15日 環境省令第15号

表 3-3-2-15 政令で地域ごとに定める値（K 値）

区域	K 値
札幌市	4.0
	17.5

昭和49年 3月26日 政令第62号
昭和51年 9月28日 政令第250号
昭和51年 9月28日 総理府令第50号

② ばいじん

廃棄物焼却炉の排出口からのはいじんについて、焼却能力ごとに定められている排出基準を表 3-3-2-16 に示す。

表 3-3-2-16 ばいじんに係る排出基準

令別表 第1の項	規則別表 第2の項	ばい煙発生施設の種類	焼却能力 (t/h)	排出基準	
				標準酸素濃度 (O _n) ^{注)} (%)	ばいじん (g/m ³ N)
13	36	廃棄物焼却炉	4 以上	12	0.04
			2~4	12	0.08
			2 未満	12	0.15

注：O_n は施設ごとに定める標準酸素濃度 O_n(%)

昭和46年 6月22日 厚生省、通産省令第1号

平成10年 4月10日 総理府令第27号

③ 窒素酸化物

廃棄物焼却炉の排出口からの窒素酸化物について、施設の規模ごとに定められている排出基準を表 3-3-2-17 に示す。

表 3-3-2-17 窒素酸化物に係る排出基準

令別表 第1の項	細番号	ばい煙発生施設の種類	規模 ^{注1} (万 m ³ N/h)	排出基準	
				標準酸素濃度 (O _n) ^{注2} (%)	窒素酸化物 (ppm)
13	①	浮遊回転燃焼式焼却炉(連続)	4 以上	12	450
			4 未満	12	450
	②	特殊廃棄物焼却炉(連続炉) ^{注3}	4 以上	12	250
			4 未満	12	700
	③	廃棄物焼却炉 (連続炉、①②以外)	4 以上	12	250
			4 未満	12	250
	④	廃棄物焼却炉(連続炉以外)	4 以上	12	250

注1：規模は、最大定格排出ガス量(温度が0°Cであって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量)を示す。

注2：O_n：施設ごとに定める標準酸素濃度 O_n(%)

注3：特殊廃棄物焼却炉とは、「ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの」をいう。

昭和46年 6月22日 厚生省、通産省令第1号

平成14年 5月15日 環境省令第15号

④ 塩化水素

廃棄物焼却炉の排出口からの塩化水素について定められている排出基準を表 3-3-2-18 に示す。

表 3-3-2-18 塩化水素に係る排出基準

令別表 第1の項	ばい煙発生施設の種類	単位	排出基準	
			塩化水素	
13	廃棄物焼却炉	mg/m ³ N		700

注：酸素濃度12%換算値である。

昭和46年 6月22日 厚生省、通産省令第1号

⑤ 水銀

廃棄物焼却炉の排出口からの水銀について、施設の規模ごとに定められている排出基準を表 3-3-2-19 に示す。

表 3-3-2-19 水銀に係る排出基準

施設の種類	規模	排出基準	
		標準酸素濃度 (On) ^{注)} (%)	水銀 ($\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$)
ごみ処理施設(焼却施設)	火格子面積が 2m^2 以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上	12	30
汚泥(PCB 处理物であるものを除く。)の焼却施設		12	30
廃油類(廃 PCB 等を除く。)の焼却施設		12	30
廃プラスチック類(PCB 汚染物及び PCB 处理物であるものを除く。)の焼却施設		12	30
水銀又はその化合物を含む汚泥のばい煙施設		12	30
廃石綿等、石綿含有産業廃棄物の溶融施設		12	30
廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 处理物の焼却施設		12	30
産業廃棄物焼却施設		12	30
廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの	据切りなし	12	50

注：On は施設ごとに定める標準酸素濃度 On(%)

平成28年 9月26日 環境省令第22号

2) 騒音規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等

特定工場等で発生する騒音の規制基準を表3-3-2-20に、特定建設作業によって発生する騒音の規制基準を表3-3-2-21に示す。

また、自動車騒音に係る要請限度は、騒音規制法に基づき、表3-3-2-22及び表3-3-2-23のとおり設定されている。

札幌市ではこれらの規制基準及び要請限度を適用するべき地域の指定を行っており、影響範囲（騒音・振動）の騒音規制法に基づく規制区域を図3-3-2-3に示す。

事業実施区域は、騒音に係る規制区域外に位置している。

表3-3-2-20 特定工場等において発生する騒音の規制基準

(単位:デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前8時から 午後7時まで	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	45以下	40以下	40以下
第2種区域	55以下	45以下	40以下
第3種区域	65以下	55以下	50以下
第4種区域	70以下	65以下	60以下

備考) 第1種区域 : 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
 第2種区域 : 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、
 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
 第3種区域 : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域
 第4種区域 : 工業地域

平成7年8月21日 札幌市告示第659号、660号

表3-3-2-21 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

(単位:デシベル)

区域の区分	規制基準	作業ができる時間	1日の作業時間	同一場所における作業時間	日曜・休日の作業
1号区域	85以下	午前7時～午後7時	10時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	行わないこと
2号区域		午前6時～午後10時	14時間を超えないこと		

備考) 1 1号区域※ : 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、
 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、
 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
 2号区域 : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
 2工業専用地域、市街化調整区域は指定区域外

注:学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内は、1号区域として定められている。

昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示第1号

平成7年8月21日 札幌市告示第659号、661号

平成27年4月1日 札幌市告示第756号

表 3-3-2-22 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
		午前6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
a 区域	1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域	1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
c 区域	車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考) 1 a 区域 : 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
b 区域 : 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
c 区域 : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
2 車線とは、1 縦列の自動車(二輪のものを除く)が安全かつ円滑に走行するため
必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

平成12年 3月 2日 総理府令第15号

平成12年 3月28日 札幌市告示第286号

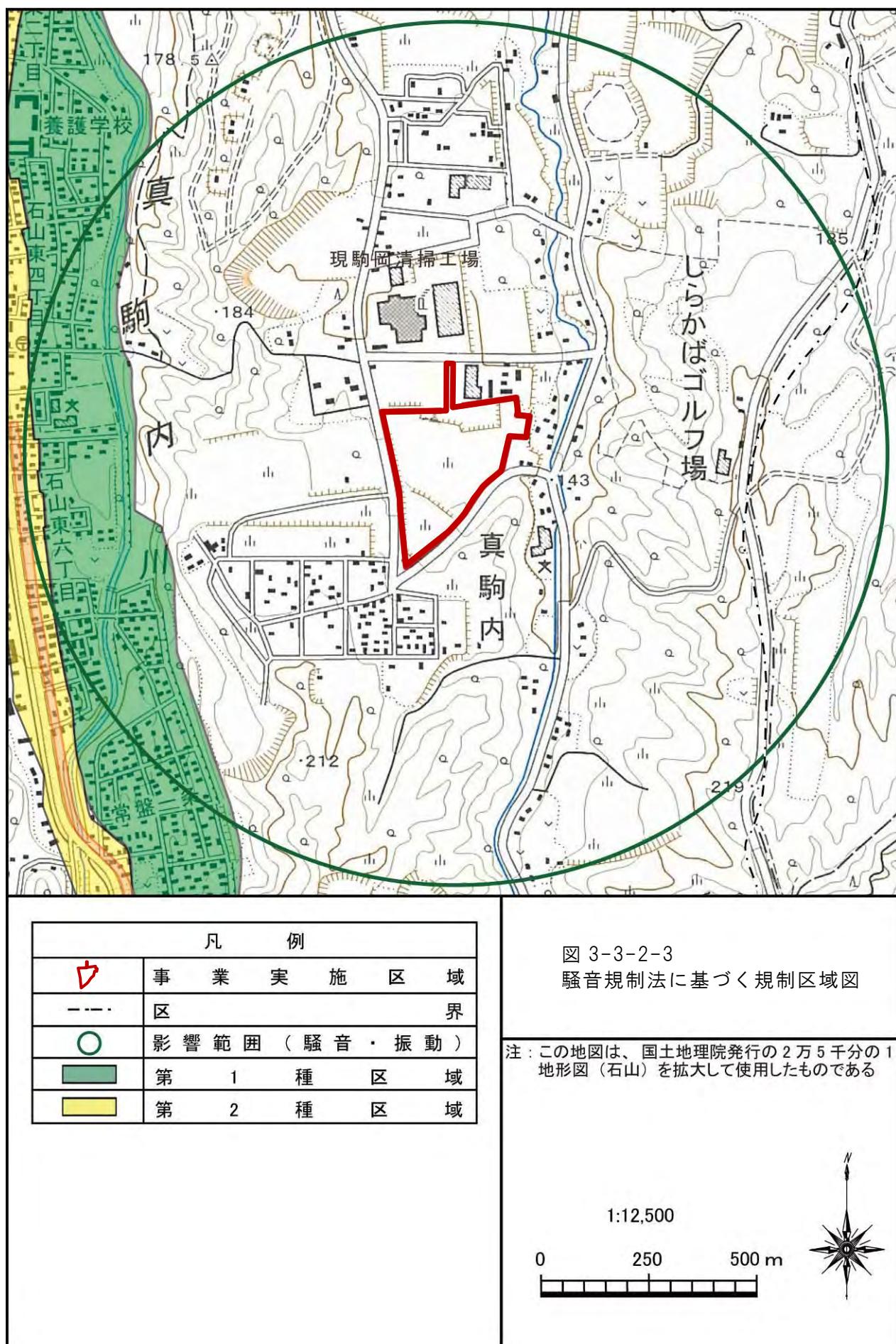
表 3-3-2-23 自動車騒音に係る要請限度(幹線交通を担う道路に近接する区域)

基準値	
昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
75 デシベル	70 デシベル

備考) 1 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。
2 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路: 15 メートル
3 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路: 20 メートル

平成12年 3月 2日 総理府令第15号

平成12年 3月28日 札幌市告示第286号



3) 振動規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等

特定工場等で発生する振動の規制基準を表3-3-2-24に、特定建設作業によって発生する振動の規制基準を表3-3-2-25に示す。

また、道路交通振動に係る要請限度は、振動規制法に基づき、表3-3-2-26のとおり設定されている。

札幌市ではこれらの規制基準及び要請限度を適用するべき地域の指定を行っており、影響範囲（騒音・振動）の振動規制法に基づく規制区域を図3-3-2-4に示す。

事業実施区域は、振動に係る規制区域外に位置している。

表3-3-2-24 特定工場等において発生する振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間		夜間	
	午前8時から午後7時まで		午後7時から翌日の午前8時まで	
第1種区域	60デシベル		55デシベル	
第2種区域	65デシベル		60デシベル	

備考) 1 第1種区域 : 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第2種区域 : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
2各区域のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内においては、それぞれ規制値から5デシベルを減じた値を適用するものとする。

平成7年8月21日 札幌市告示第663号、第664号

平成27年4月1日 札幌市告示第756号

表3-3-2-25 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

(単位: デシベル)

区域の区分	規制基準	作業ができる時間	1日の作業時間	同一場所における作業時間	日曜・休日の作業
1号区域	75以下	午前7時～午後7時	10時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	行わないこと
2号区域		午前6時～午後10時	14時間を超えないこと		

備考) 1 1号区域※ : 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
2号区域 : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
2工業専用地域、市街化調整区域は指定区域外

注：学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内は、

1号区域として定められている。

昭和51年11月10日 総理府令第58号

平成7年8月21日 札幌市告示第663号、第665号

平成27年4月1日 札幌市告示第756号

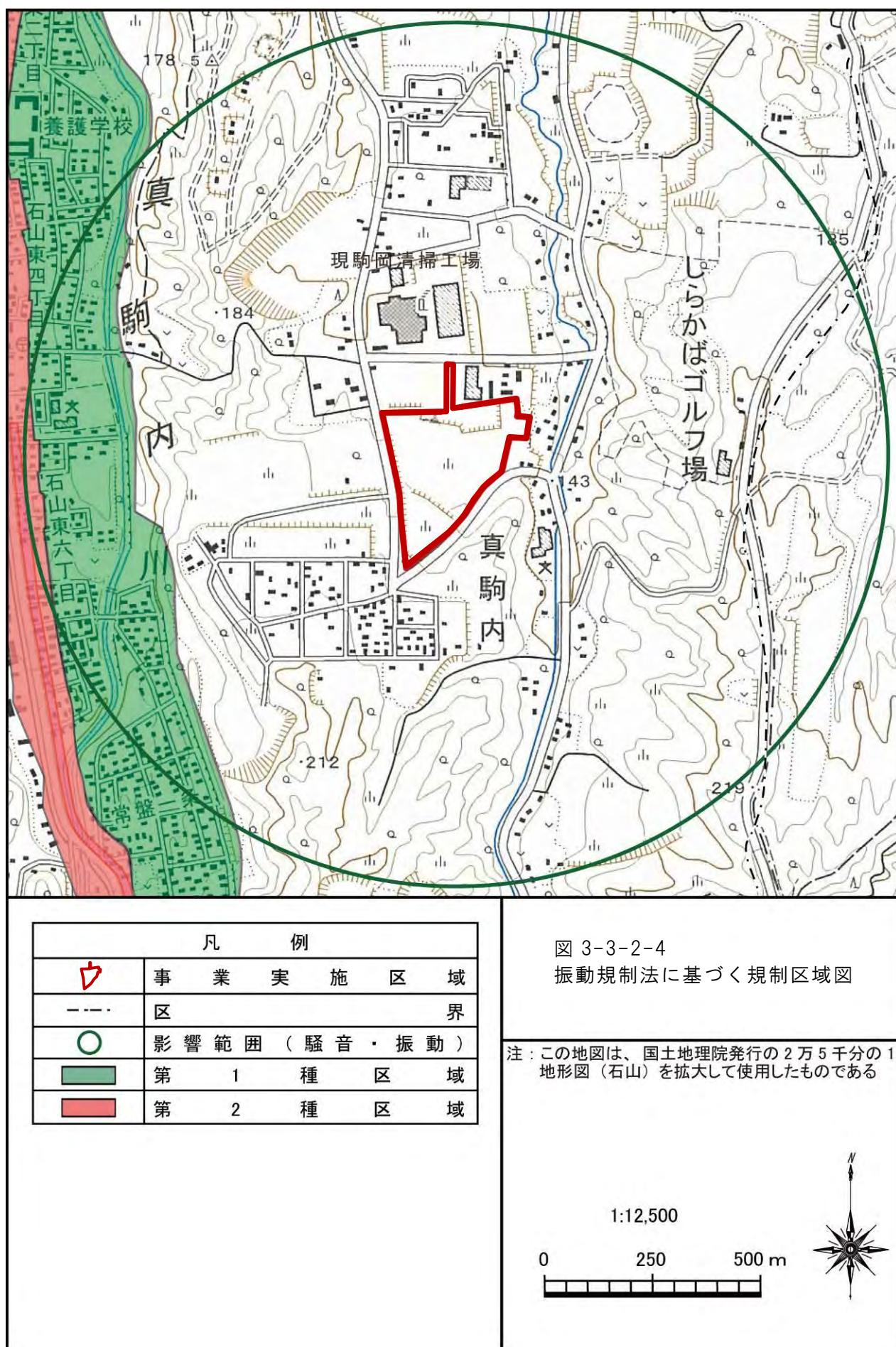
表3-3-2-26 道路交通振動に係る要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間		夜間	
	午前8時から午後7時まで		午後7時から翌日の午前8時まで	
第1種区域	65デシベル		60デシベル	
第2種区域	70デシベル		65デシベル	

備考) 第1種区域 : 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第2種区域 : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

昭和51年11月10日 総理府令第58号

平成7年8月21日 札幌市告示第663号、第666号



出典：札幌市環境局環境都市推進部「平成29年度 札幌市環境白書」（平成29年12月）

4) 水質汚濁防止法に基づく指定水域及び指定地域の指定状況、排水基準等

水質汚濁防止法では、公共用水域に排水を排出する施設を設置している工場等に対して規制を行っており、排出水中の有害物質や生物化学的酸素要求量（BOD）など各種有害物質と生活環境項目について許容限度を設定している。

排水基準には、総理府令で定める一律排水基準と北海道が条例で定める上乗せ排水基準がある。

影響範囲（工事濁水）においては、石狩川水域に係る上乗せ排水基準を定めている。

一律排水基準を表 3-3-2-27 及び表 3-3-2-28 に、また、石狩川水域における上乗せ排水基準を表 3-3-2-29 及び表 3-3-2-30 に示す。

表 3-3-2-27 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度	
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム 0.03 ミリグラム	
シアン化合物	1リットルにつきシアン 1 ミリグラム	
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1リットルにつき 1 ミリグラム	
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛 0.1 ミリグラム	
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム 0.5 ミリグラム	
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素 0.1 ミリグラム	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき 0.003 ミリグラム	
トリクロロエチレン	1リットルにつき 0.1 ミリグラム	
テトラクロロエチレン	1リットルにつき 0.1 ミリグラム	
ジクロロメタン	1リットルにつき 0.2 ミリグラム	
四塩化炭素	1リットルにつき 0.02 ミリグラム	
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき 0.04 ミリグラム	
1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき 1 ミリグラム	
シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき 0.4 ミリグラム	
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき 3 ミリグラム	
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき 0.06 ミリグラム	
1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき 0.02 ミリグラム	
チウラム	1リットルにつき 0.06 ミリグラム	
シマジン	1リットルにつき 0.03 ミリグラム	
チオベンカルブ	1リットルにつき 0.2 ミリグラム	
ベンゼン	1リットルにつき 0.1 ミリグラム	
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム	
ほう素及びその化合物	海域以外	1リットルにつきほう素 10 ミリグラム
	海域	1リットルにつきほう素 230 ミリグラム
ふつ素及びその化合物	海域以外	1リットルにつきふつ素 8 ミリグラム
	海域	1リットルにつきふつ素 15 ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 ミリグラム	
1,4-ジオキサン	1リットルにつき 0.5 ミリグラム	
備考) 1 「検出されないこと」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。		
2 硒素及びその化合物についての排水基準は水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和 49 年政令第 363 号)の施行の際、現にゆう出している温泉(温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。		

昭和46年 6月21日 総理府令第35号

平成19年 6月 1日 環境省令第14号(ほう素及びその化合物、ふつ素及びその化合物、

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物)

平成23年10月28日 環境省令第28号(1,1-ジクロロエチレン)

平成24年 5月23日 環境省令第15号(1,4-ジオキサン)

平成26年11月 4日 環境省令第30号(カドミウム)

平成27年 9月18日 環境省令第33号(トリクロロエチレン)

表 3-3-2-28 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（生活環境項目）

項目		許容限度	日間平均
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外	5.8 以上	8.6 以下
	海域	5.0 以上	9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)		160	120
化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)		160	120
浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)		200	150
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) (単位 1リットルにつきミリグラム)		5	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) (単位 1リットルにつきミリグラム)		30	—
フェノール類含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)		5	—
銅含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)		3	—
亜鉛含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)		2	—
溶解性鉄含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)		10	—
溶解性マンガン含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)		10	—
クロム含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)		2	—
大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個)		—	3,000
窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)		120	60
燐含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)		16	8
備考) 1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。			
2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。			
3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共に存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。			
4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。			
5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。			
6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が 1リットルにつき 9,000 mg を超えるものを含む。以下同じ）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。			
7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。			

昭和46年 6月21日 総理府令第35号

平成18年11月10日 環境省令第33号

表 3-3-2-29 石狩川水域における上乗せ排水基準（生活環境項目）

(単位: mg/L)

水 域	対象業種又は施設	項目		生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質量 (SS)	
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均	
石 狩 川 水 域	肉製品製造業	80	60	70	50	
	乳製品製造業(1日当たりの平均的な排出水の量が1,000m ³ 以上のものに限る)	80	60	70	50	
	紙製造業	—	—	150	110	
	パルプ製造業 (クラフトパルプ製造施設のみを有するものに限る)	150	110	120	100	
	パルプ製造業 (クラフトパルプ製造施設のみを有するものを除く)	—	—	120	100	
	化学肥料製造業	—	—	70	50	
	ガス供給業	80	60	70	50	
	と畜業 (活性汚泥法により排出水を処理するものに限る)	—	—	70	50	
	し尿処理施設(昭和46年9月23日以前に設置されたものであってし尿浄化槽以外のもの)	40	30	90	70	
	し尿処理施設(昭和46年9月24日以後に設置されたものであってし尿浄化槽以外のもの)	40	30	90	70	
	し尿浄化槽(昭和46年9月23日以前に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る)	120	90	—	—	
	し尿浄化槽(昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る)	80	60	—	—	
	し尿浄化槽(昭和47年10月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る)	40	30	90	70	
札 幌 市 の 区 域 に 限 る	下水道終末処理施設(活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る)	—	20	—	70	
	下水道終末処理施設(高速散水ろ床法又はモディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る)	—	60	—	120	
	小麦粉製造業、清涼飲料製造業、めん類製造業、セメント製品製造業、印刷業、金属製品製造業及び自動車整備業(1日当たりの平均的な排出水の量が20m ³ 以上50m ³ 未満のものに限る)	160	120	200	150	
札 幌 市 の 区 域 に 限 る	洗たく業(1日当たりの平均的な排出水の量が20m ³ 以上50m ³ 未満のものに限る)	260	200	200	150	
	皮革製造業(1日当たりの平均的な排出水の量が20m ³ 以上50m ³ 未満のものに限る)	2,300	1,800	2,000	1,500	

昭和47年 4月 3日 北海道条例第27号

平成17年 8月31日 北海道条例第88号

表 3-3-2-30 石狩川水域における上乗せ排水基準（有害物質）

(単位: mg/L)

水域	対象業種	項目	
		許容限度	
石 狩 川 水 域	特定金属鉱業	シアノ化合物 シアノ 0.6	

昭和47年 4月 3日 北海道条例第27号

平成17年 8月31日 北海道条例第88号

平成26年12月24日 北海道条例第109号

5) 悪臭防止法に基づく区域の指定状況、規制基準等

札幌市においては、平成10年7月から臭気指数による悪臭規制を行っている。

工場等の敷地境界及び気体排出口における規制基準を表3-3-2-31に、排出水における規制基準を表3-3-2-32に示す。

なお、札幌市では都市計画法に基づく都市計画区域全域を悪臭規制地域に指定しており、図3-3-2-5のとおり事業実施区域を含んでいる。

表3-3-2-31 悪臭防止法に基づく悪臭原因物の規制基準（気体）

規制箇所	規制基準
工場等の敷地境界	臭気指数 10
工場等の気体排出口	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出して得られる臭気排出強度又は臭気指数

注：1 臭気指数とは臭いのある空気を無臭の空気で臭気の感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数（臭気濃度）を次のように変換したものである。
 $Z = 10 \log Y$
 Y : 臭気濃度
 Z : 臭気指数

2 気体排出口とは、大気中に悪臭を排出している煙突、換気口等の排出口をいう。

平成10年5月25日 札幌市告示第581号（敷地境界）

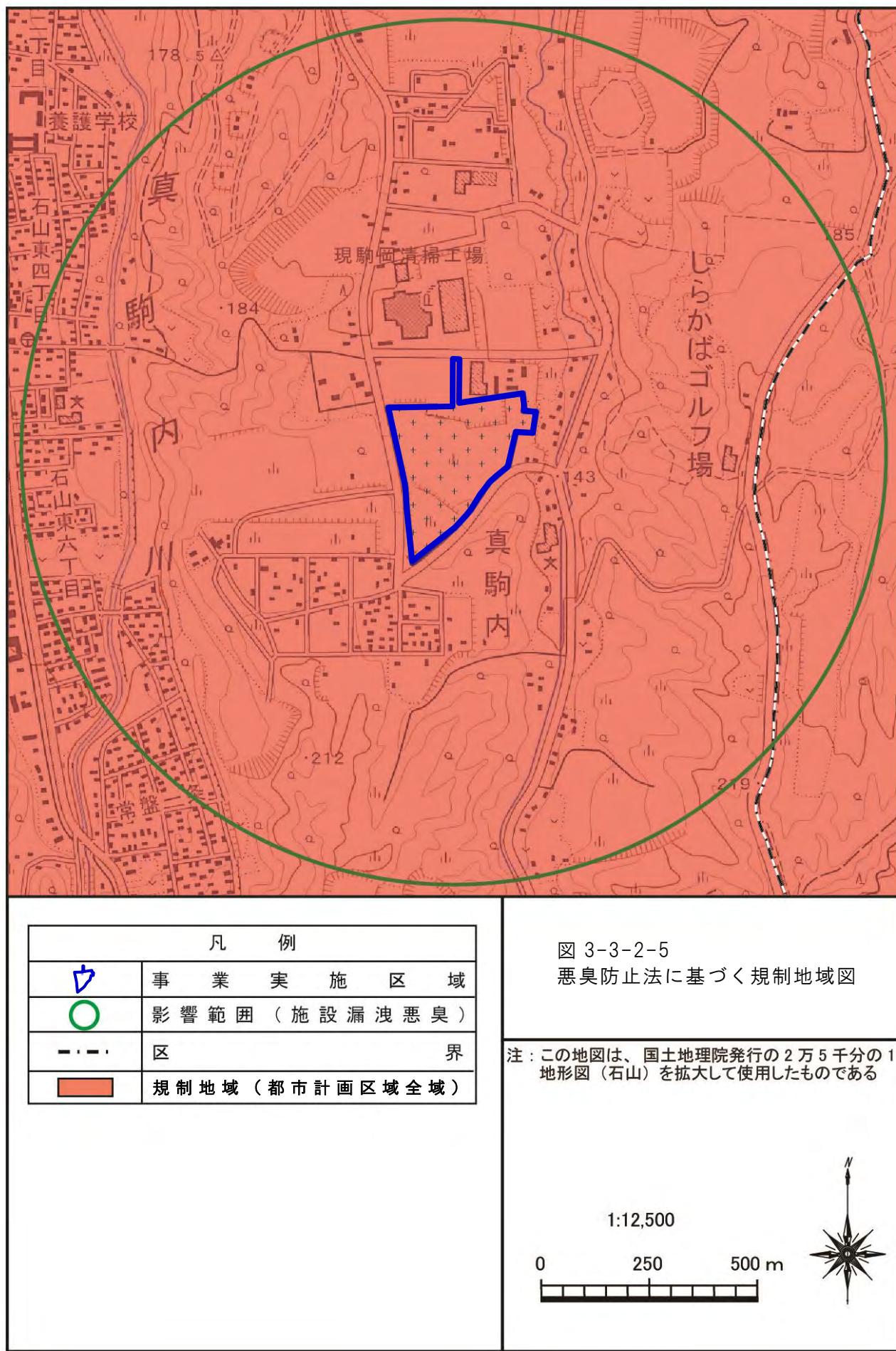
平成11年9月9日 札幌市告示第909号（気体排出口）

表3-3-2-32 悪臭防止法に基づく悪臭原因物の規制基準（排出水）

規制対象	規制基準
排出水	臭気指数 26

注：排出水の臭気指数は、悪臭防止法第4条第2項第1号に掲げる値を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める式により算出する。
 $I_w = L + 16$
 I_w : 排出水の臭気指数
 L : 悪臭防止法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値（臭気指数10）

平成13年3月7日 札幌市告示第230号



出典：札幌市環境局環境都市推進部「平成29年度 札幌市環境白書」(平成29年12月)

6) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制基準等

① 大気汚染

廃棄物焼却炉の排出口からの排出ガス中のダイオキシン類について、焼却能力ごとに定められている排出基準を表 3-3-2-33 に示す。

表 3-3-2-33 ダイオキシン類に係る排出基準（排出ガス）

特定施設の種類	焼却能力 (t/h)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)
廃棄物焼却炉 火床面積が0.5m ² 以上、又は 焼却能力が50kg/h以上	4 以上	0.1
	2 ~ 4	1
	2 未満	5

備考) 許容限度は温度が零度であって、圧力 1 気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。

注：TEQ とは毒性等価換算濃度のことと、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の高い 2,3,7,8-T CDD の量に換算したものという。

平成11年12月27日 総理府令第433号

平成17年 8月15日 環境省令第 15号

② 水質

特定施設の排出水中のダイオキシン類について定められている水質の排出基準を表 3-3-2-34 に示す。

表 3-3-2-34 ダイオキシン類に係る排出基準（排出水）

特定施設の種類	水質排出基準 (pg-TEQ/L)
廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であつて污水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	10

注：TEQ とは毒性等価換算濃度のことと、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の高い 2,3,7,8-T CDD の量に換算したものという。

平成11年12月27日 総理府令第67号

平成17年 8月15日 環境省令第15号

7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設（焼却施設）の維持管理の技術上の基準は、表 3-3-2-35 のとおりである。

表 3-3-2-35 一般廃棄物処理施設（焼却施設）の維持管理の技術上の基準

	内容
イ	ピット・クレーン方式によつて燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。
ロ	燃焼室へのごみの投入は、法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である焼却施設 ^{注1} にあつては外気と遮断した状態で行い、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設 ^{注2} にあつては、この限りでない。
ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。
ニ	焼却灰の熱しやすく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。
ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。
ヘ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。
ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。
リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。
ヌ	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。
ル	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。
ヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
ワ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第三の上欄 ^{注3} に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。
カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。
ヨ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
タ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
レ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。

昭和46年9月23日 厚生省令第35号

平成28年7月29日 環境省令第19号

注 : 1	<p>熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る特例</p> <p>第八条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設であつて熱回収（廃棄物であつて燃焼の用に供することができるものを熱を得ることに利用することをいう。以下同じ。）の機能を有するもの（以下この条において「熱回収施設」という。）を設置している者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。 二 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 		
注 : 2	<p>焼却施設</p> <p>イ 法第九条の二の四第一項 の認定に係る熱回収施設（同項 に規定する熱回収施設をいう。第四条の五、第五条の五の五から第五条の五の七まで、第五条の五の十及び第五条の五の十一において同じ。）である焼却施設にあつては外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それぞれ設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。</p>		
注 : 3	廃棄物焼却炉	焼却能力 (t/h)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)
	火床面積が0.5m ² 以上、又は 焼却能力が50kg/h以上	4 以上	0.1
		2~4	1
	2 未満		5

8) 下水道法に基づく排水基準

現駒岡清掃工場は、特定事業場（下水道法の特定施設である焼却施設を設置している事業場）に該当する。

特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を表 3-3-2-36 に示す。

表 3-3-2-36 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準

項目	基 準 値
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム 0.03 ミリグラム以下
シアノ化合物	1リットルにつきシアノ 1 ミリグラム以下
有機燐化合物	1リットルにつき 1 ミリグラム以下
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛 0.1 ミリグラム以下
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム 0.5 ミリグラム以下
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素 0.1 ミリグラム以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき 0.003 ミリグラム以下
トリクロロエチレン	1リットルにつき 0.1 ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	1リットルにつき 0.1 ミリグラム以下
ジクロロメタン	1リットルにつき 0.2 ミリグラム以下
四塩化炭素	1リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき 0.04 ミリグラム以下
1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき 1 ミリグラム以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき 0.4 ミリグラム以下
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき 3 ミリグラム以下
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき 0.06 ミリグラム以下
1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
チウラム	1リットルにつき 0.06 ミリグラム以下
シマジン	1リットルにつき 0.03 ミリグラム以下
チオベンカルブ	1リットルにつき 0.2 ミリグラム以下
ベンゼン	1リットルにつき 0.1 ミリグラム以下
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム以下
ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素 10 ミリグラム以下
ふつ素及びその化合物	1リットルにつきふつ素 8 ミリグラム以下
1,4-ジオキサン	1リットルにつき 0.5 ミリグラム以下
ダイオキシン類	1リットルにつき 10 ピコグラム以下
フェノール類	1リットルにつき 5 ミリグラム以下
銅及びその化合物	1リットルにつき銅 3 ミリグラム以下
亜鉛及びその化合物	1リットルにつき亜鉛 2 ミリグラム以下
鉄及びその化合物(溶解性)	1リットルにつき鉄 10 ミリグラム以下
マンガン及びその化合物(溶解性)	1リットルにつきマンガン 10 ミリグラム以下
クロム及びその化合物	1リットルにつきクロム 2 ミリグラム以下
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	1リットルにつき 380 ミリグラム以下
水素イオン濃度	水素指数 5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量	1リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム未満
浮遊物質量	1リットルにつき 600 ミリグラム
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	1リットルにつき 5 ミリグラム以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	1リットルにつき 30 ミリグラム以下
窒素含有量	1リットルにつき 240 ミリグラム未満
燐含有量	1リットルにつき 32 ミリグラム未満
よう素消費量	1リットルにつき 220 ミリグラム未満
温度	45°C未満

昭和34年 4月22日 政令第147号

平成24年 5月23日 政令第148号(1,4-ジオキサン)

平成26年11月19日 政令第364号(カドミウム)

平成27年10月 7日 政令第360号(トリクロロエチレン)

9) 札幌市生活環境確保に関する条例に基づく規制基準等

廃棄物焼却炉の排出口からのばいじんについて定められている排出基準を表3-3-2-37に示す。

表 3-3-2-37 ばいじんに係る排出基準

ばい煙発生施設 の種類	規模	排出基準
		ばいじん(g/Nm ³)
廃棄物焼却炉	火格子面積が 0.25m ² 以上であるもの又は一次燃焼室容積が 0.25m ³ 以上であるもの	0.15

平成15年 2月 3日 規則第4号

(4) 自然環境の保全に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況**1) 自然公園法に基づく自然公園**

事業実施区域及びその周辺には、自然公園法に基づき指定された国立公園及び国定公園はない。

2) 北海道立自然公園条例に基づく北海道立自然公園の区域

事業実施区域及びその周辺には、北海道立自然公園条例に基づき指定された北海道立自然公園はない。

3) 自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域

事業実施区域及びその周辺には、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定地域はない。

4) 北海道自然環境等保全条例に基づく北海道自然環境保全地域

事業実施区域及びその周辺には、表 3-3-2-38 及び図 3-3-2-6 のとおり、北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区がある。

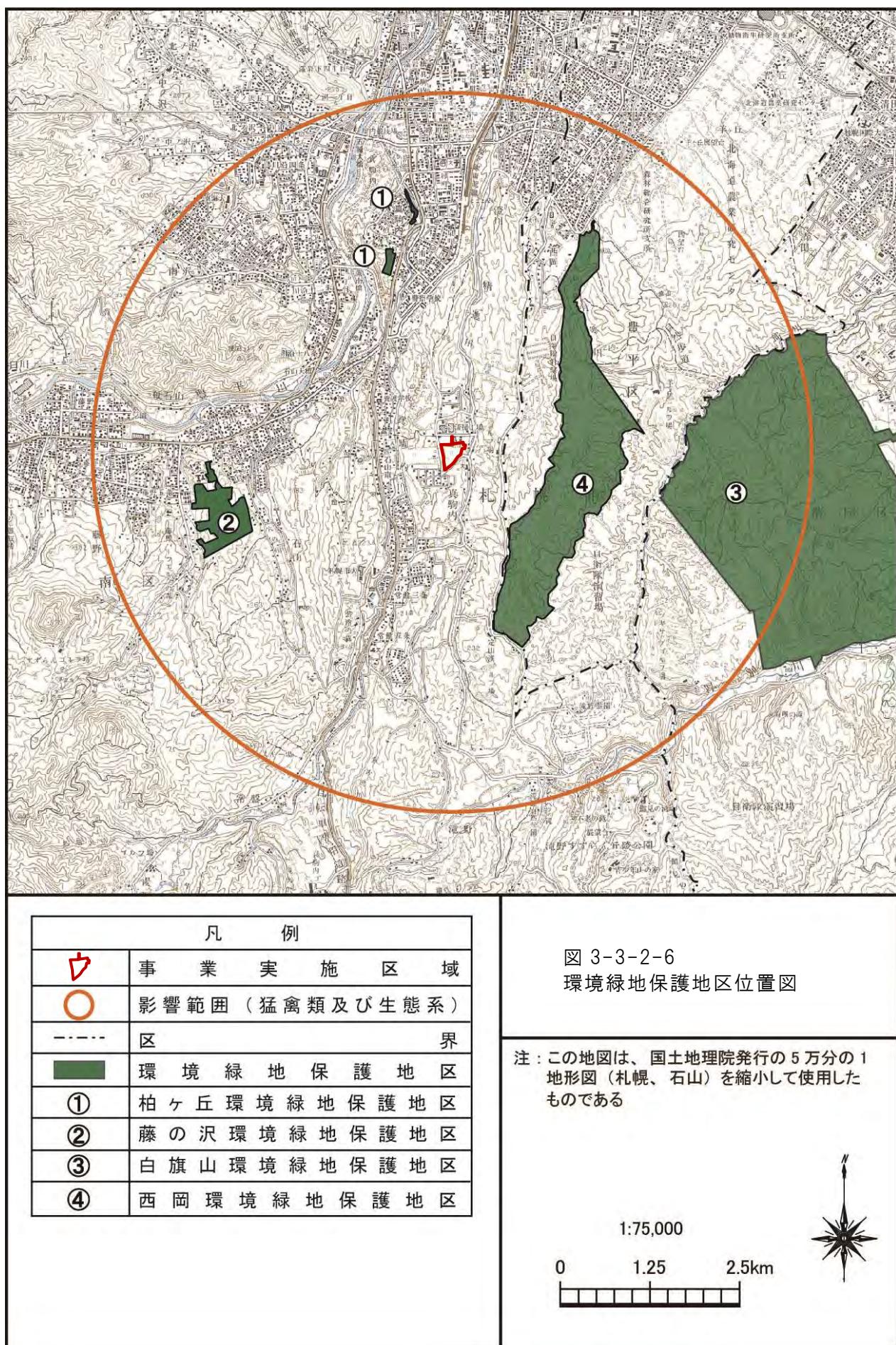
なお、北海道自然環境等保全条例に基づく道自然環境保全地域、自然景観保護地区、学術自然保護地区及び記念保護樹木はない。

表 3-3-2-38 事業実施区域及びその周辺における環境緑地保護地区

図中番号	名称	面積(ha)	場所	特徴	指定日
①	柏ヶ丘 環境緑地保護地区	5.22	札幌市南区 真駒内 458 の 1 他	ミズナラ、コナラ、イタヤ等の広葉樹林、野鳥	S47.3.1
②	藤の沢 環境緑地保護地区	37.81	札幌市南区 石山 567 他	ミズナラ、シナノキ等の天然林、野鳥	S47.3.1
③	白旗山 環境緑地保護地区	1,148.33	札幌市清田区 有明 37 他	カラマツ、トドマツ等の樹林地、野鳥	S47.3.1
④	西岡 環境緑地保護地区	383.77	札幌市豊平区 西岡地内の国有地他	ミズナラ、シナノキ等の広葉樹天然林、野鳥、西岡水源地	S47.3.25

注：図中番号は、図3-3-2-6に対応している。

出典：北海道環境生活部「環境緑地保護地区一覧表」（平成23年4月）



5) 都市緑地法に基づく特別緑地保全地区

事業実施区域及びその周辺には、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区は存在しない。

6) 森林法に基づく保安林

事業実施区域及びその周辺には、表 3-3-2-39 及び図 3-3-2-7 に示す箇所に、森林法に基づく保安林の指定箇所がある。

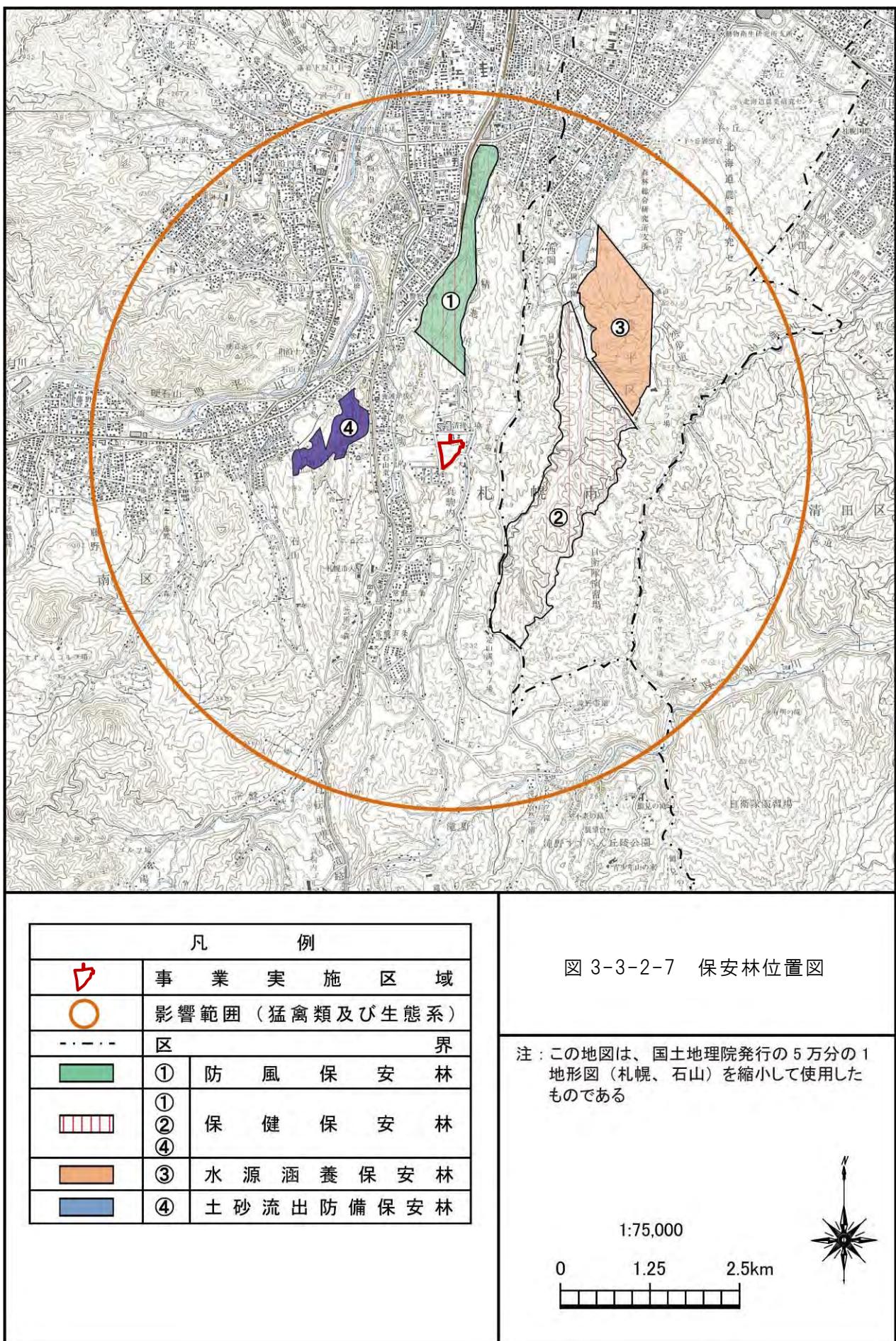
表 3-3-2-39 事業実施区域周辺における保安林

図中番号	種類	場所
①	防風保安林 保健保安林	札幌市南区真駒内
②	保健保安林	札幌市豊平区西岡
③	水源涵養保安林	札幌市豊平区西岡
④	土砂流出防備保安林 保健保安林	札幌市南区石山

注：図中番号は、図3-3-2-7に対応している。

出典：札幌市環境局みどりの推進部

「札幌市の公園・緑地 平成28年度」(平成29年6月)



出典：札幌市環境局みどりの推進部「札幌市公園緑地図」(平成23年4月)

7) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

事業実施区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区はない。

8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

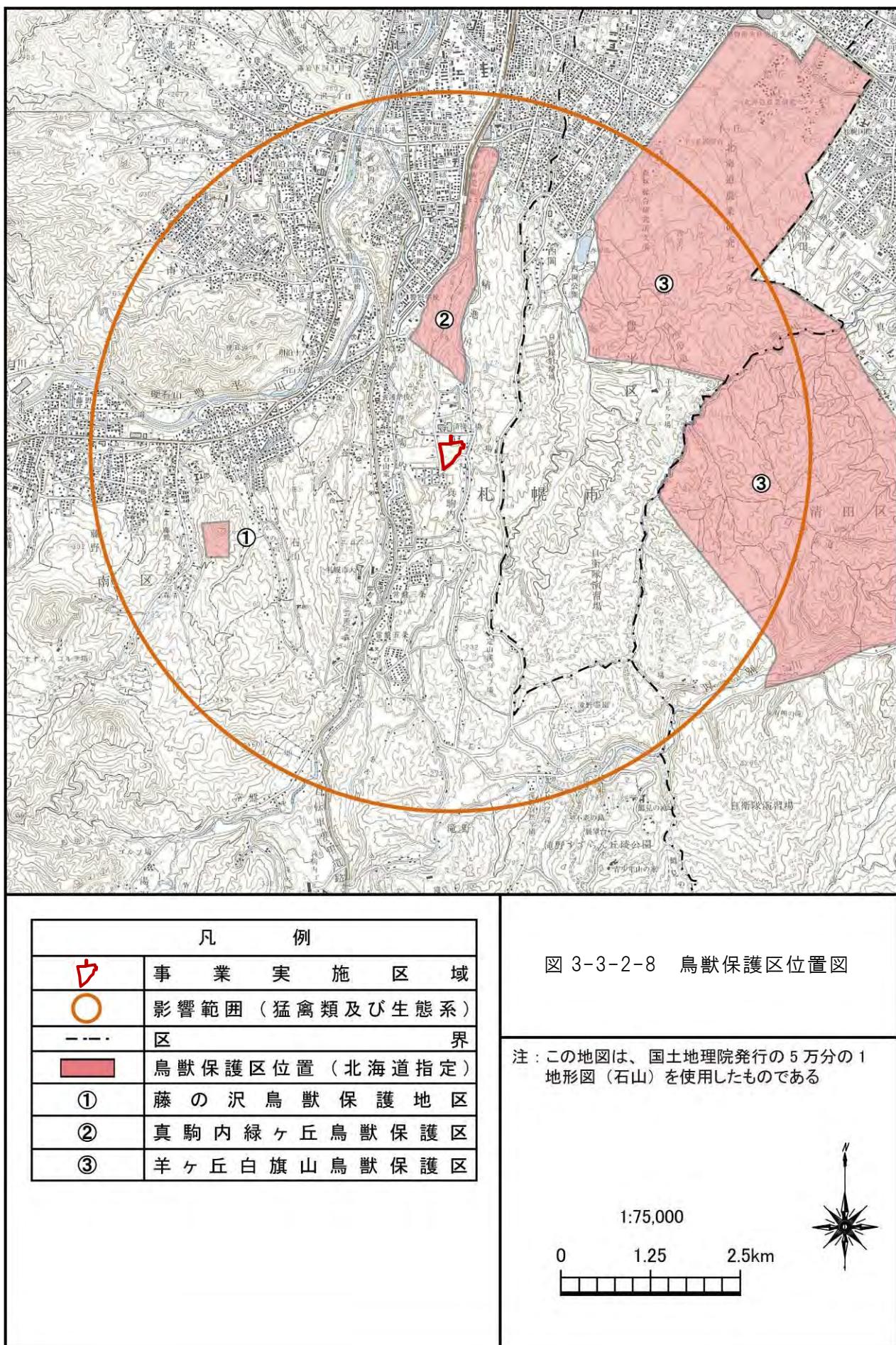
事業実施区域及びその周辺には、表 3-3-2-40 及び図 3-3-2-8 に示す箇所に、鳥獣保護区が存在する。

表 3-3-2-40 事業実施区域及びその周辺における鳥獣保護区

図中番号	名称	指定	面積(ha)	指定区分	存続期間
①	藤の沢鳥獣保護区	道	7	身近な鳥獣生息地	平成21年10月1日 ～ 平成41年9月30日
②	真駒内緑ヶ丘鳥獣保護区	道	144	身近な鳥獣生息地	平成22年10月1日 ～ 平成42年9月30日
③	羊ヶ丘白旗山鳥獣保護区	道	2,337	森林鳥獣生息地	平成18年3月1日 ～ 平成37年9月30日

注：図中番号は、図3-3-2-8に対応している。

出典：札幌市環境局環境都市推進部「平成29年度 札幌市環境白書」（平成29年12月）
北海道環境生活部「平成29年度 鳥獣保護区等位置図」（平成29年9月）



出典：北海道環境生活部「平成29年度 鳥獣保護区等位置図」(平成29年9月)

9) 北海道生物の多様性の保全に関する条例に基づく生息地等保護区

事業実施区域及びその周辺には、北海道生物多様性の保全に関する条例に基づき指定された生息地等保護区はない。

10) その他関係法令に基づく区域等の指定状況

① 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に記載された自然遺産の区域

事業実施区域及びその周辺には、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域はない。

② 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

事業実施区域及びその周辺には、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域はない。

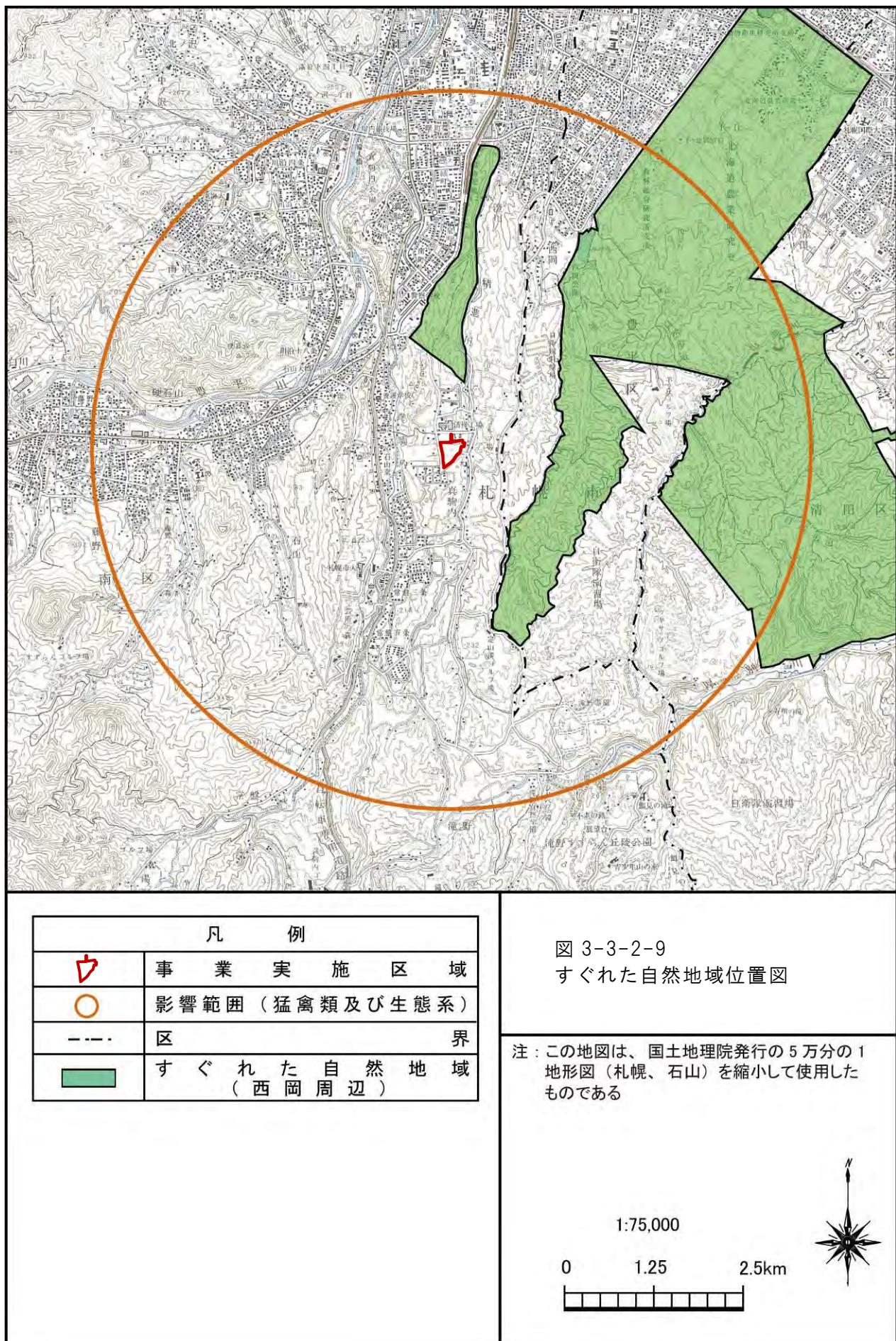
③ 北海道自然環境保全指針に基づき選定された地域

事業実施区域及びその周辺には、表 3-3-2-41 及び図 3-3-2-9 に示す箇所に、北海道自然環境保全指針に基づくすぐれた自然地域が存在する。

表 3-3-2-41 事業実施区域及びその周辺におけるすぐれた自然地域

名称	すぐれた自然の要素	主要な位置	場所
西岡周辺 (4 地区合わせた 総称)	天然林 森林性鳥類繁殖地	西岡水源地 精進川流域	真駒内緑ヶ丘鳥獣保護区 羊ヶ丘白旗山鳥獣保護区(一部) 西岡環境緑地保護地区 白旗山環境緑地保護地区

出典：北海道保健環境部「北海道自然環境保全指針」(平成元年7月)



出典：札幌市環境局みどりの推進部「札幌市公園緑地図」(平成23年4月)

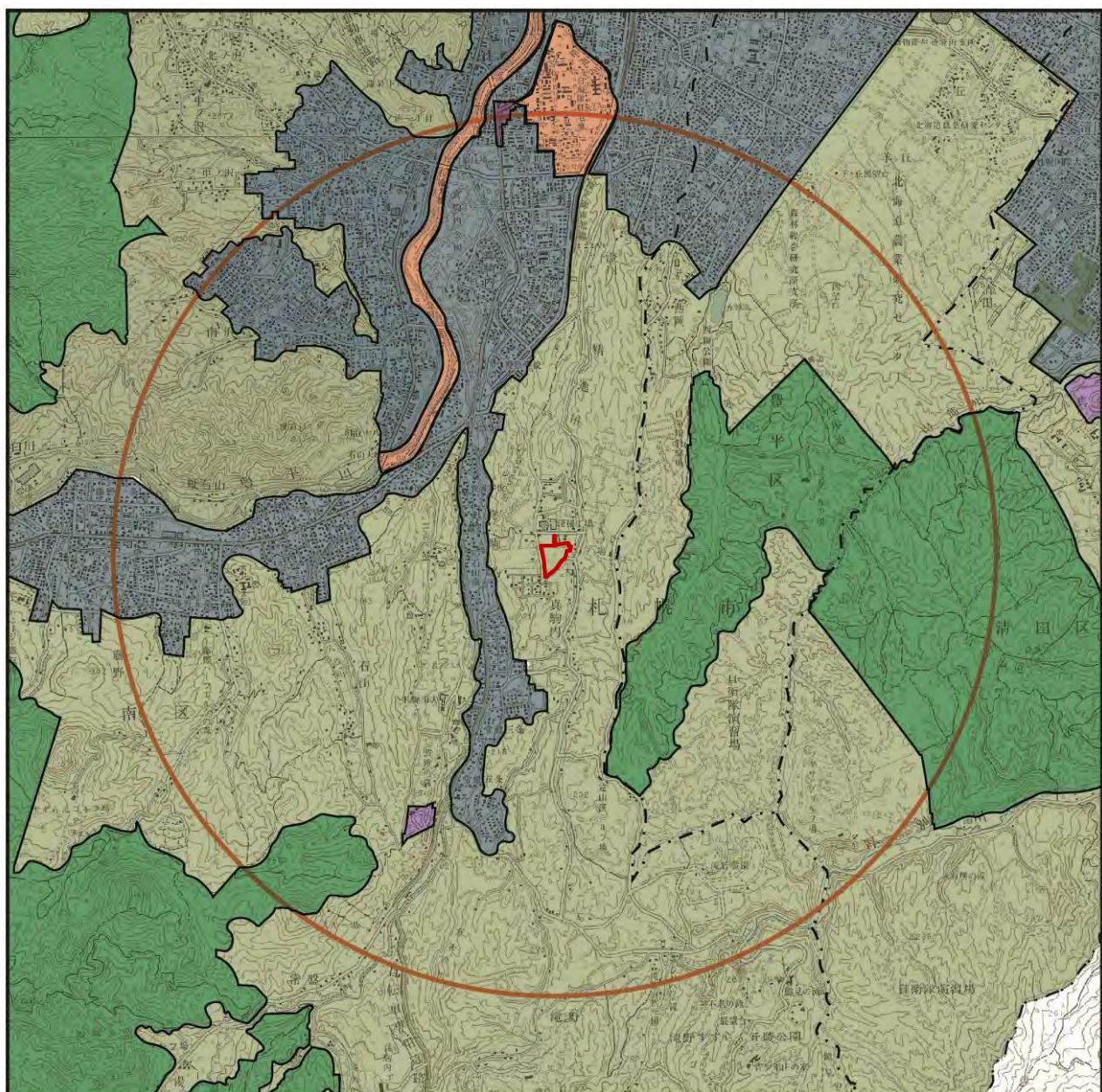
④ 札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づく市民の森、緑化推進地区、保存樹等
事業実施区域及びその周辺には、札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づく「緑
保全創出地域の山地丘陵地のみどり（里山）」が、表 3-3-2-42 及び図 3-3-2-10 のとお
り指定されている。

また、同条例に基づく市民の森、自然歩道、緑化推進地区又は保存樹等は、事業実
施区域及びその周辺には存在しない。

表 3-3-2-42 事業実施区域及びその周辺における緑保全創出地域

種類	位置づけ
山地丘陵地のみどり (里山)	市街地の周辺にあって、みどりが比較的豊かであり、みどりを 保全・創出しながら、市街地の周辺にふさわしい土地の活用を 図る山地丘陵地で、市街化調整地域に位置する。

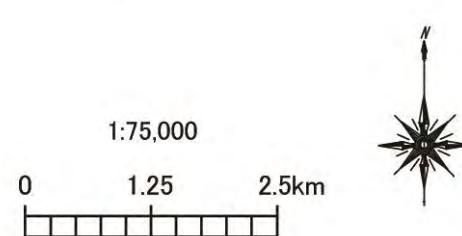
出典：札幌市環境局みどりの推進部「札幌市みどりの基本計画」（平成23年3月）



凡　例	
	事　業　実　施　区　域
	影　響　範　囲　(猛禽類及び生態系)
---	区　界
---	市　町　村　界
	山　岳　地　域
	里　山　地　域
	里　地　地　域
	居　住　系　市　街　地
	業　務　系　市　街　地

図 3-3-2-10 緑保全創出地域位置図

注：この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図（札幌、石山）を縮小して使用したものである



出典：札幌市「札幌市地域制緑地図」（平成15年4月）

⑤ 都市環境緑地取得整備事業に基づく都市環境林

事業実施区域及びその周辺には、表 3-3-2-43 及び図 3-3-2-11 に示す箇所に、都市環境緑地取得整備事業に基づく都市環境林が存在する。

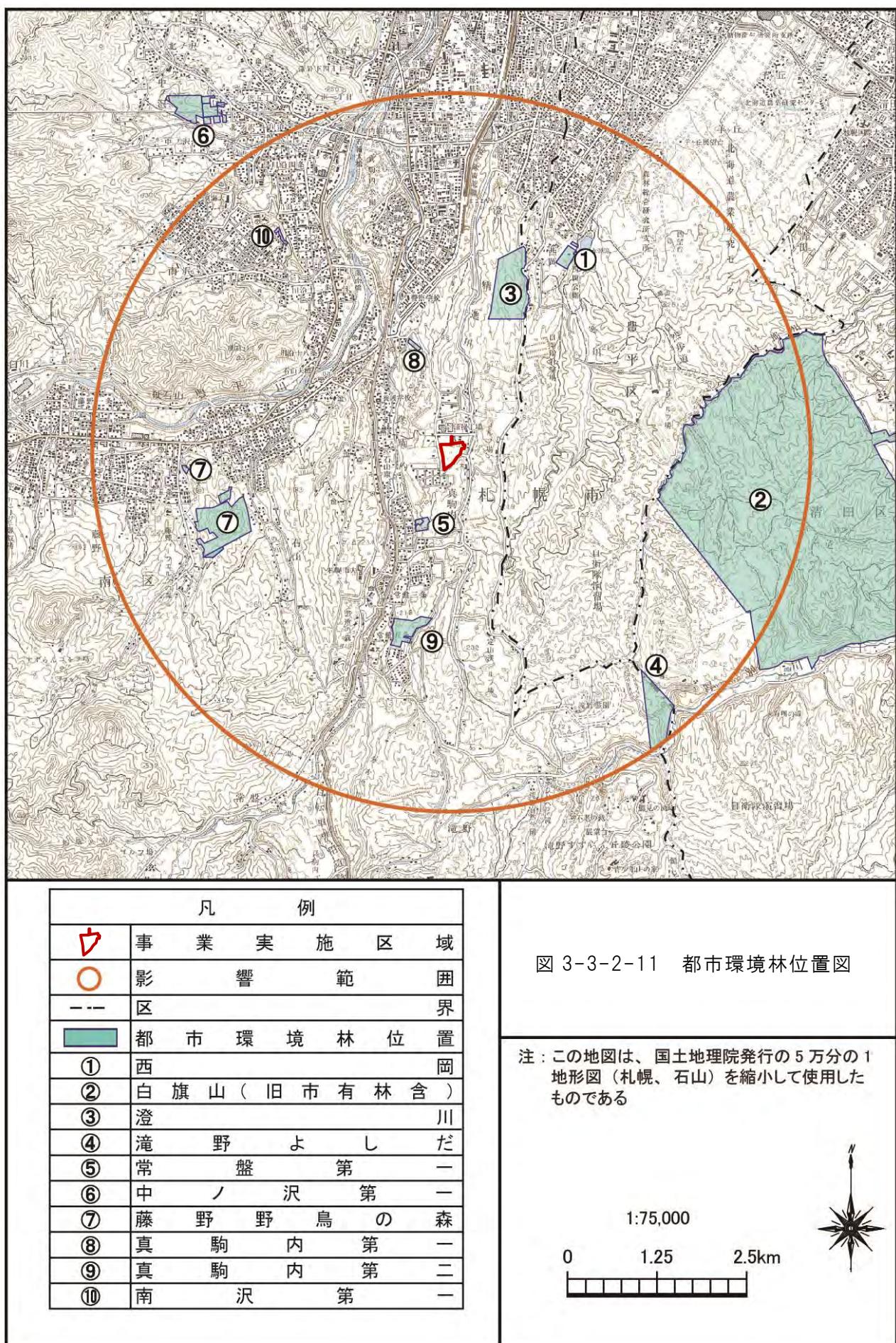
都市環境林は、都市近郊林の保全・活用を目的として、主に市街化調整区域の民有林を公有化した樹林地である。

表 3-3-2-43 事業実施区域及びその周辺における都市環境林

図中番号	名称	位置	面積(ha)	備考
①	西岡	札幌市豊平区 西岡544-7他	5.14	(活動団体) 西岡の自然を語る会 自然遊びの会遊木森森
②	白旗山 (旧市有林含)	札幌市清田区 有明302-9他	10,630.02	(活動団体) 藻岩山きのこ観察会 平岡榆の会 コンベンション札幌ネットワーク 北海道グリン購入ネットワーク 札幌ふれあいの森友の会 北海道ユースホステル協会 (株)サンコー
③	澄川	札幌市南区 澄川462-2他	65.14	(活動団体) 北海道森林ボランティア協会 真駒内芸術の森緑の回廊基金
④	滝野よしだ	札幌市南区 滝野2-1他	29.59	
⑤	常盤第一	札幌市南区 真駒内248、249	2.98	(活動団体) ときわ里山倶楽部
⑥	中ノ沢第一	札幌市南区 北ノ沢1759-43他	30.98	
⑦	藤野野鳥の森	札幌市南区 藤野400-2他	40.15	(活動団体) 森林遊びサポートセンター
⑧	真駒内第一	札幌市南区 真駒内621-1他	0.99	(活動団体) 真駒内芸術の森緑の回廊基金
⑨	真駒内第二	札幌市南区 真駒内283-1他	12.27	(活動団体) カッコウの里を語る会 南区の緑を守る会 真駒内芸術の森緑の回廊基金
⑩	南沢第一	札幌市南区 南沢1条2丁目 1824-82他	1.09	

注：図中番号は、図3-3-2-11に対応している。

出典：札幌市環境局みどりの推進部「札幌市の公園・緑地 平成28年度」(平成29年6月)
札幌市環境局みどりの推進部「都市環境林」



出典：札幌市環境局みどりの推進部「札幌市公園緑地図」(平成23年4月)

⑥ その他

ア 地域のみどり

事業実施区域及びその周辺には、表 3-3-2-44 及び図 3-3-2-12 に示す箇所に、地域のみどりが存在する。

地域のみどりは、市民、活動団体、企業、大学など専門機関、行政の協働による地域の特徴を活かしたみどりを守り・育てる具体的な取り組みの例のことである。

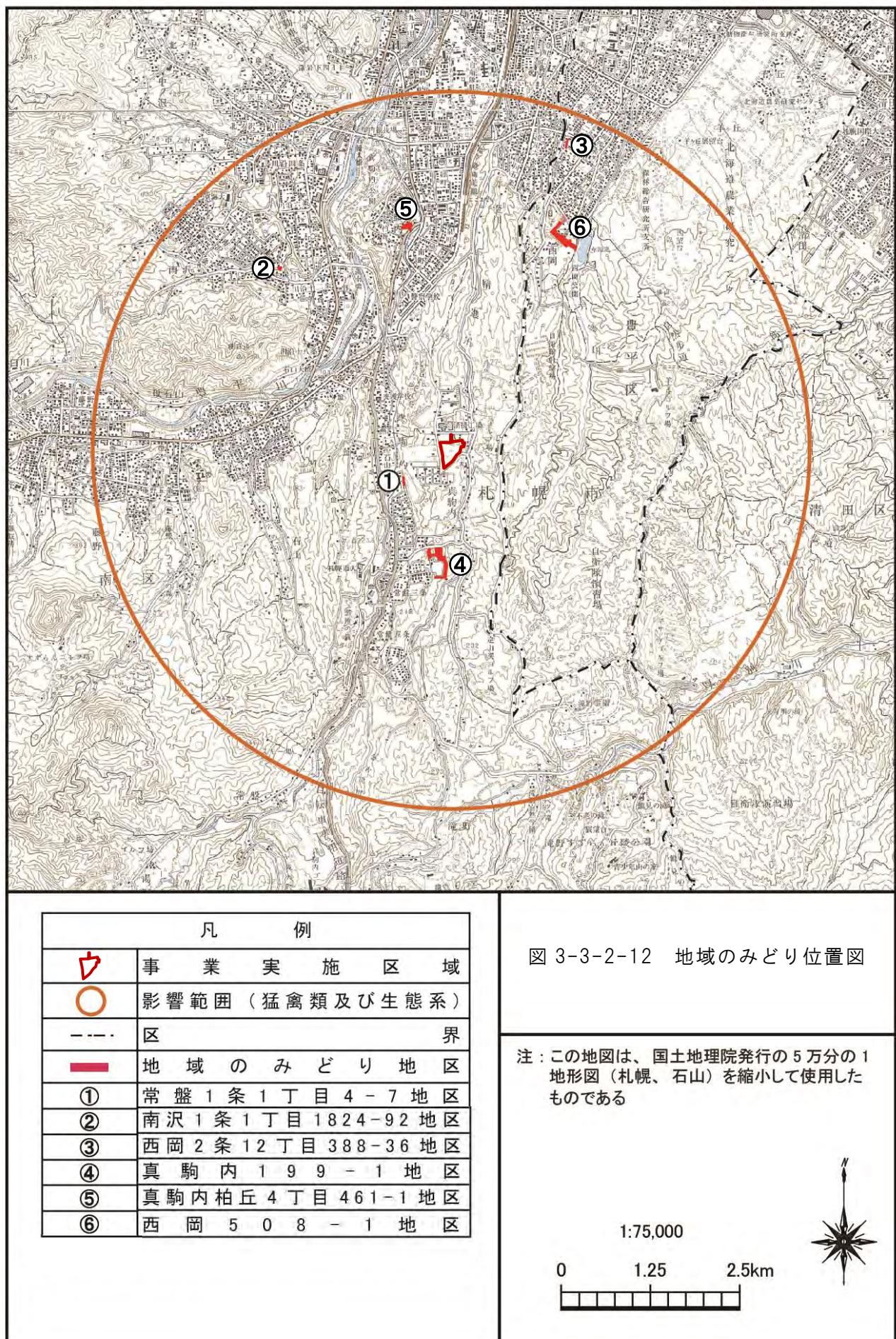
表 3-3-2-44 事業実施区域及びその周辺における地域のみどり

図中番号	名称	面積 (m ²)
①	常盤1条1丁目4-7地区	743.39
②	南沢1条1丁目1824-92地区	1,710.14
③	西岡2条12丁目388-36地区	497.98
④	真駒内199-1地区	26,005.91
⑤	真駒内柏丘4丁目461-1地区	7,047.41
⑥	西岡508-1地区	36,119.87

注：図中番号は、図3-3-2-12に対応している。

出典：札幌市環境局みどりの推進部

「札幌市の公園・緑地 平成28年度」(平成29年6月)



出典：札幌市環境局みどりの推進部「札幌市公園緑地図」(平成23年4月)

11) 駒岡の歴史

① 開拓の歴史

駒岡地区の沿革を表 3-3-2-45 に示す。

駒岡地区の開拓は、戦後（太平洋戦争終戦後）から進められた。米軍接收地となっていた元真駒内種畜場の解放許可を得て、昭和 22 年（1947 年）に東京からの疎開者や満州からの引揚者からなる真駒内第 1 開拓団（32 戸）が駒岡に入植した。入植者は、精進川のほとりに拠点を構え、自給自足により開墾を行った。

昭和 24 年には、真駒内の「駒」と西岡の「岡」の 2 文字をとって「駒岡」に地名を改称した。当時、駒岡地区は豊平町の一部であったが、昭和 36 年（1961 年）の豊平町と札幌市との合併に伴い、札幌市南区真駒内（番地）となった。

また、昭和 24 年（1949 年）から駒岡小学校の開校、自家水力発電所を建設するなどの開拓事業が行われ、昭和 39 年（1964 年）には真駒内駒岡団地が造成された。電気や上下水道の整備、地区計画を経て現在に至っている。

なお、現駒岡清掃工場の 1 階ロビーには、写真 3-3-2-1 に示す駒岡小学校の生徒が描いた「この地域の過去・現在・未来」という題の壁画が飾られている。



表 3-3-2-45 駒岡地区の沿革

年号	駒岡地区	真駒内駒岡団地
昭和22年 1947年	入植開始	
昭和24年 1949年	地名を「駒岡」に改称 現在の自衛隊演習地のある場所に駒岡小学校が開拓モデル校として開校 自家水力発電所を建設	
昭和29年 1954年	駒岡小学校を現在の精進川のほとりに移転	
昭和34年 1959年	北海道電力による送電開始	
昭和36年 1961年	豊平町が札幌市に合併 駒岡は、札幌市南区となる	
昭和39年 1964年		造成開始
昭和40年 1965年		17世帯が入居開始 北海道電力による送電開始
昭和42年 1967年		駒岡団地町内会の前身である駒岡団地自治会が発足
昭和44年 1969年		駒岡団地再造成開始
昭和46年 1971年	駒岡会館(のちの駒岡地区開拓記念会館)を新築 真駒内駒岡町内会発足	
昭和47年 1972年		駒岡団地自治会を駒岡団地町内会に改称
昭和52年 1977年	駒岡小学校が特認校に決定	
昭和60年 1985年	駒岡清掃工場操業開始	
昭和61年 1986年	札幌市保養センター駒岡オーブン	
昭和62年 1987年	駒岡地区会館新築落成	
昭和63年 1988年		札幌市上水道が給水
平成10年 1998年	駒岡資源選別センター操業開始	都市計画真駒内駒岡団地地区計画の決定 下水道工事完了

出典：札幌市立駒岡小学校

「駒岡の大地 森のしづく 札幌市立駒岡小学校開校50周年記念誌」(1999年)

札幌市南区役所「南区のあゆみ」(昭和57年4月)

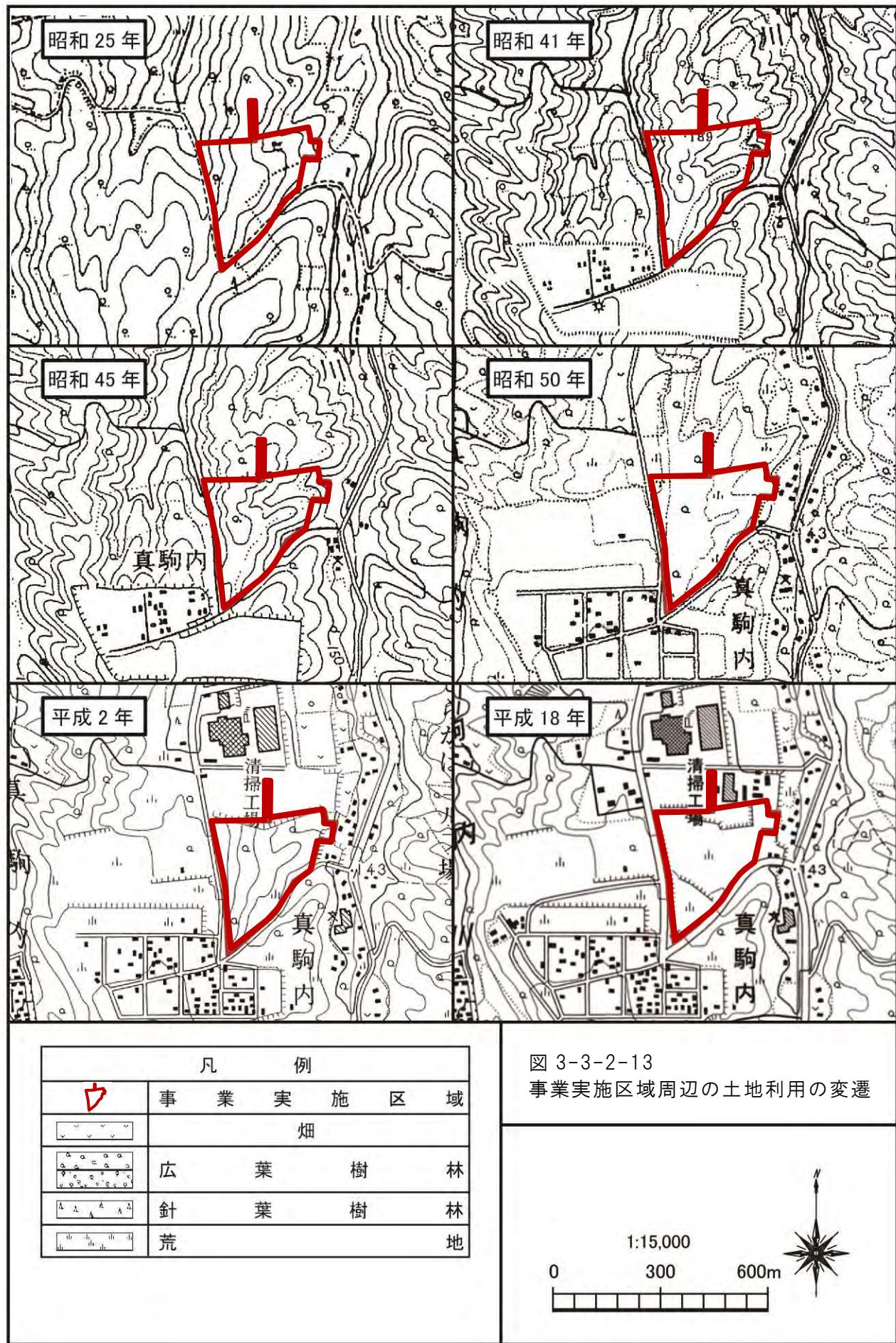
駒岡団地町内会「駒岡団地 世紀を越えて」(平成14年3月)

唐木田真「三反百姓小倅の足跡」(昭和51年9月)

② 土地利用の変遷

事業実施区域及びその周辺の土地利用の変遷については、「2.5万分の1地形図(石山)」(国土地理院)をもとに、以下に記載する。

- ・駒岡地区の開拓は昭和22年から始まった。
- ・駒岡開拓後の昭和25年、昭和41年、昭和45年、昭和50年、平成2年、平成18年の地形図の変遷は図3-3-2-13のとおりで、平成2年から平成18年の間に事業実施区域及び西側の広葉樹林が荒地となっている。
- ・昭和41年から真駒内駒岡団地が造成され、人家が立地してきた。



出典：国土地理院「2.5万分の1地形図(石山)」

(5) 資源等の保護・保存に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況

1) 文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物、重要文化的景観及び伝統的建造物群
保存地区

① 史跡名勝天然記念物

事業実施区域の周辺には、文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物は存在していない。

② 重要文化的景観及び伝統的建造物群保存地区

事業実施区域の周辺には、文化財保護法に基づく重要文化的景観及び伝統的建造物群保存地区はない。

③ 埋蔵文化財

事業実施区域の周辺には、表 3-3-2-46 及び図 3-3-2-14 に示す駒岡小学校の南側に埋蔵文化財包蔵地が 1 箇所存在する。

表 3-3-2-46 事業実施区域の周辺における埋蔵文化財

図中番号	遺跡の名称	遺跡の時代	遺跡の種別	所在地
①	M79遺跡	縄文・擦文	遺物包含地	札幌市南区真駒内

注：図中番号は、図3-3-2-14に対応している。

出典：札幌市埋蔵文化財センター「札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図」（平成29年4月）

2) 都市計画法に基づく風致地区

事業実施区域の周辺に、都市計画法に基づく風致地区はない。



出典：札幌市埋蔵文化財センター「札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図」（平成29年4月）

(6) 一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域

1) 砂防法に基づく砂防指定地

事業実施区域の周辺には、砂防法に基づく砂防指定地はない。

2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

事業実施区域の周辺には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域はない。

3) 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

事業実施区域の周辺には、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域はない。

4) その他関係法令に基づく区域等の指定状況

① 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域

事業実施区域の周辺における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の指定状況を表3-3-2-47及び図3-3-2-15に示す。

土砂災害特別警戒区域7箇所、土砂災害警戒区域1箇所が指定されている。

表3-3-2-47 事業実施区域の周辺における

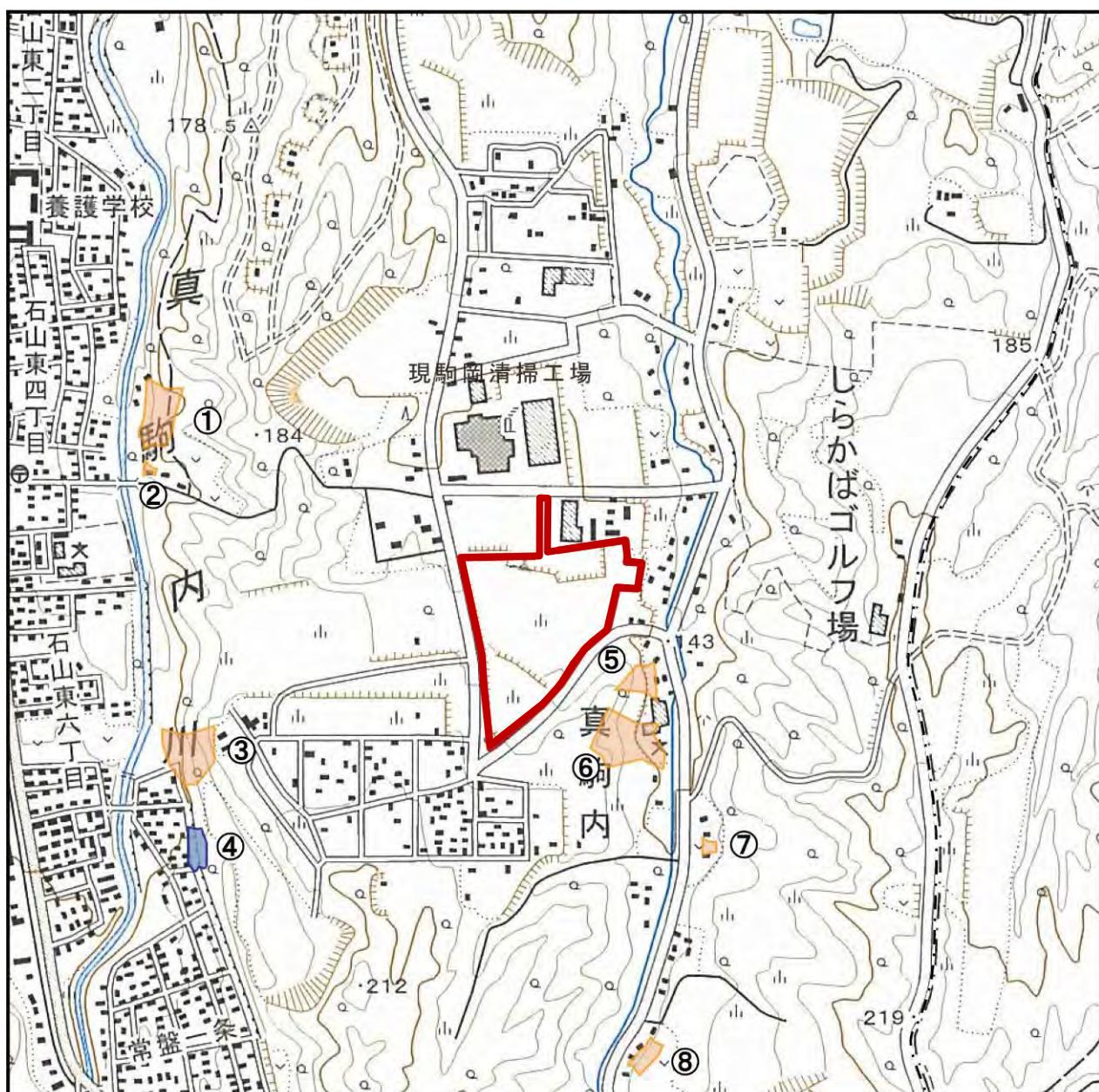
土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域

図中番号	区域の名称	区域番号	種別	現象名
①	札幌真駒内5	II-0-153-153	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊
②	札幌真駒内6	II-0-154-154	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊
③	札幌真駒内7	II-0-155-155	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊
④	札幌真駒内8	II-0-565-2346	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊
⑤	札幌真駒内9	II-0-156-156	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊
⑥	札幌真駒内10	I-0-232-232	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊
⑦	札幌真駒内11	II-0-157-157	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊
⑧	札幌真駒内12	II-0-158-158	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊

注：図中番号は、図3-3-2-15に対応している。

出典：北海道建設部

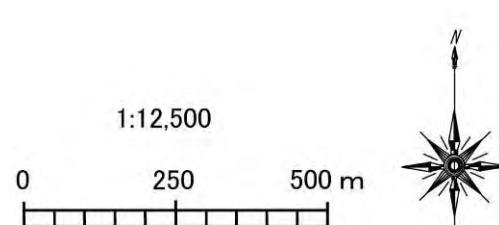
「北海道士砂災害警戒システム 土砂災害警戒区域等指定状況」(平成29年12月)



凡 例	
	事 業 実 施 区 域
---	区 界
	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域
	土 砂 災 害 警 戒 区 域
①	札幌真駒内5
②	札幌真駒内6
③	札幌真駒内7
④	札幌真駒内8
⑤	札幌真駒内9
⑥	札幌真駒内10
⑦	札幌真駒内11
⑧	札幌真駒内12

図 3-3-2-15
 土砂災害警戒区域等位置図

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（石山）を拡大して使用したものである



出典：北海道建設部「北海道土砂災害警戒システム 土砂災害警戒区域等指定状況」（平成29年12月）

② 札幌市地域防災計画【土砂災害対策】に基づく土石流危険渓流及び

急傾斜地崩壊危険箇所

事業実施区域の周辺における「札幌市地域防災計画【土砂災害対策】」に基づく土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所の指定状況を表3-3-2-48及び図3-3-2-16に示す。

土石流危険渓流1箇所、急傾斜地崩壊危険箇所4箇所が指定されている。

なお、表中の札幌真駒内7~12については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域」に指定されたため、前掲の図3-3-2-15に記載した。

表3-3-2-48 事業実施区域の周辺における土石流危険渓流

及び急傾斜地崩壊危険箇所

図中番号	渓流名又は区域の名称	渓流番号 区域番号	種別
①	精進川4の沢川	II 01-160	土石流危険渓流
②	札幌石山東7丁目	I -0-H17-010	急傾斜地崩壊危険箇所
③	札幌石山12	I -0-223-223	急傾斜地崩壊危険箇所
④	札幌石山13	I -0-224-224	急傾斜地崩壊危険箇所
⑤	札幌石山14	I -0-225-225	急傾斜地崩壊危険箇所
※	札幌真駒内7	II -0-155-155	土砂災害特別警戒区域
	札幌真駒内8	II -0-565-2346	土砂災害警戒区域
	札幌真駒内9	II -0-156-156	土砂災害特別警戒区域
	札幌真駒内10	I -0-232-232	土砂災害特別警戒区域
	札幌真駒内11	II -0-157-157	土砂災害特別警戒区域
	札幌真駒内12	II -0-158-158	土砂災害特別警戒区域

注：図中番号は、図3-3-2-16に対応している。

※については、平成26年9月に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域」に指定されたため、前掲の図3-3-2-15に記載した。

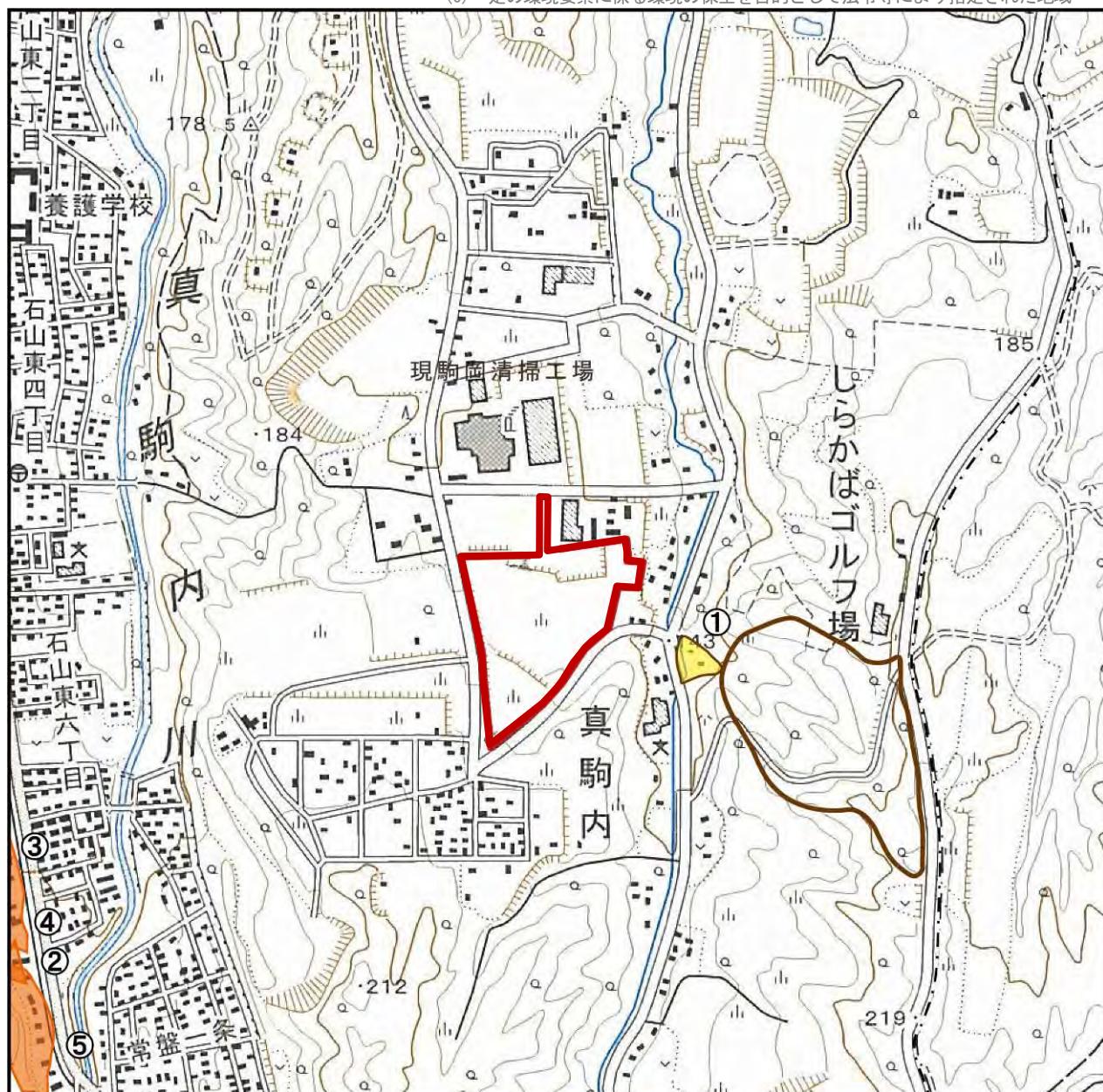
出典：札幌市防災会議「札幌市地域防災計画【土砂災害対策】」(平成28年7月修正)

札幌市危機管理対策室「南区芸術の森地区町内会連合会

真駒内駒岡町内会 土砂災害危険箇所図(1/2,2/2)」

北海道空知総合振興局札幌建設管理部

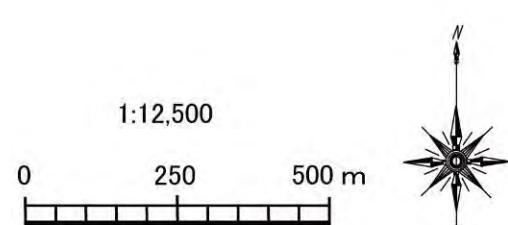
「土石流危険渓流一覧及び急傾斜地崩壊危険箇所」



凡 例	
	事 業 実 施 区 域
	区 界
	土 石 流 危 險 溪 流
	急 傾 斜 地 崩 壊 危 險 個 所
①	精 進 川 4 の 沢 川
②	札 幌 石 山 東 7 丁 目
③	札 幌 石 山 1 2
④	札 幌 石 山 1 3
⑤	札 幌 石 山 1 4

図 3-3-2-16
 土石流危険渓流及び
 急傾斜地崩壊危険箇所位置図

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（石山）を拡大して使用したものである



出典：札幌市危機管理対策室
 「南区芸術の森地区町内会連合会 真駒内駒岡町内会 土砂災害危険箇所図(1/2,2/2)」

(7) 一般環境中の放射性物質の状況に関連して法令等により指定された地域

1) 原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示区域

札幌市においては、原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示区域はない。

2) その他関係法令に基づく区域等の指定状況

① 放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域

札幌市においては、放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域はない。

なお、札幌市においては、平成23年10月から定期的に大気中の放射線量（空間放射線量率）を測定している。

南区役所の平成27年度における測定結果は表3-3-2-49のとおりで、北海道立衛生研究所が測定した平常値（福島第一原子力発電所事故前の3年間（平成19年～平成21年）の値である0.020～0.105μsV/h）のレベル内である。

表3-3-2-49 南区役所における大気中の放射線量測定結果

年度	測定日	南区役所
		大気中の放射線量(μsV/h)
平成27年度	平成27年4月14日	0.062
	平成27年5月12日	0.060
	平成27年6月9日	0.056
	平成27年7月14日	0.056
	平成27年8月11日	0.060
	平成27年9月8日	0.055
	平成27年10月13日	0.057
	平成27年11月10日	0.053
	平成27年12月8日	0.053
	平成28年1月12日	0.053
	平成28年2月9日	0.055
	平成28年3月8日	0.051
	平均	0.056
	最小	0.051
	最大	0.062

出典：福島県避難地域復興局避難地域復興課ホームページ

3-3-3 国及び札幌市の環境保全に関する施策に係る項目

(1) 札幌市環境基本計画

札幌市は、平成 7 年 12 月に「札幌市環境基本条例」を制定し、この条例に基づき平成 10 年 7 月に「第 1 次札幌市環境基本計画」を策定している。

この「札幌市環境基本計画」は、環境基本条例の基本理念を実現するための環境保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としており、札幌市の環境政策の基本となるもので、市民・企業・行政がこれらに取組む上での基本の方針を示すものである。

また、「第 1 次札幌市環境基本計画」の計画期間が平成 29 年度で終了することから、札幌市におけるこれまでの環境問題に関する社会情勢の変化に対応するとともに、札幌市及び地球規模での環境問題の解決や将来に向けた環境政策のさらなる推進を図るために、平成 30 年 3 月、「第 2 次札幌市環境基本計画」を策定している。

(2) 札幌市温暖化対策推進計画

札幌市は、「札幌市環境基本計画」（平成 10 年 7 月）に基づく個別計画として、平成 13 年 5 月に「札幌市温暖化対策推進計画」を策定し、地球温暖化対策の取組みを進めってきた。

その後、より実効性のある地球温暖化対策を進めるための道筋を探り、その方向性を示すことを主な目的として、平成 19 年 3 月に「札幌市温暖化対策推進計画(改定版)」を策定している。

さらに、平成 23 年 10 月には、市民、事業者、札幌市の全ての主体が一体となり、率先して地球温暖化対策に取り組むため、「札幌市温暖化対策推進ビジョン」を策定している。

平成 27 年 3 月には「札幌市温暖化対策推進ビジョン」に基づき、「札幌市温暖化対策推進計画」の改定版を策定した。

(3) 札幌市水環境計画

札幌市は、良好な水環境を保全・創出するための基本方針と目標を示した「札幌市水環境計画」を平成 15 年 10 月に策定し、良好な水環境を市民の共有の財産として将来の世代へ継承するために、市民・事業者・行政の協働による取組みを一体的・総合的に推進している。

なお、この計画は、「札幌市環境基本計画」の目指すべき都市像を具体化するものであり、長期的な観点に立って実現が望まれる水環境保全に係る基本的な方針を示すとともに、目標を達成するための施策を示す実行計画としての意味を有している。

(4) 札幌市一般廃棄物処理基本計画（新スリムシティさっぽろ計画）

札幌市は、平成12年3月に平成26年度までの15年間を計画期間とする「一般廃棄物処理基本計画 さっぽろごみプラン21」を策定している。

この計画に基づき、さまざまな取組みを進めてきたが、更なるごみ減量・リサイクルの推進に向けた施策の充実が求められているなど、計画の見直しが必要となった。

そこで、平成20年3月に、ごみの減量や処理に伴う環境負荷の軽減を目的とし、平成29年度までの10年間を計画期間とする札幌市一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」を策定した。この計画に基づき、平成21年7月から、家庭ごみの有料化や、新たな分別区分「雑がみ」、「枝・葉・草」の導入を含む「新ごみルール」を開始するなど、さまざまな施策を実施したことにより、ごみ量は大幅に減少し、老朽化していた篠路清掃工場を廃止した。

平成26年3月には、更なるごみ減量・リサイクルを推進する「スリムシティさっぽろ計画（改定版）」を策定した。

平成30年3月には、「新スリムシティさっぽろ計画」を策定し、政令市で最も少ないごみ排出量となることなどを基本目標に掲げている。

また、基本目標の達成に向けた具体的な施策として、「持続可能な収集・処理体制の確立」を掲げ、発生する焼却ごみを効率的に収集運搬・処理していくためには、現行の3工場体制による処理が最も合理的と考えられることから、それぞれの工場における適切な処理能力やエネルギーの有効利用を含めた長期的な清掃工場等の建設・運用計画の検討を進め、現行工場の更新を計画的に行っていくこととしている。

さらに、清掃工場はごみを焼却するほか、エネルギー供給施設としての機能も担う施設であることから、駒岡清掃工場の更新にあたっては、ごみ焼却エネルギーをより効率的に回収するシステムを導入し、廃棄物発電や熱利用を推進するとともに、既存の熱供給ネットワークを生かした効率的・安定的なエネルギー利用の推進を目指し、また、災害時の防災拠点としての機能確保についても検討することとしている。

(5) 生物多様性さっぽろビジョン

平成20年に制定された生物多様性基本法において、地方公共団体の責務として、生物多様性保全に関する施策を策定し実施すること、努力義務として地域戦略を策定することが規定されている。

札幌市は、地域戦略として、平成25年3月に「生物多様性さっぽろビジョン」を策定している。

なお、本ビジョンは第10回生物多様性条約締約国会議で採択された「愛知目標」の目標期間である2050年を目標年次とする長期的指針として策定し、2020年頃を目途に、ビジョンの進捗状況や社会情勢などを勘案して、ビジョンを見直す計画である。

(6) 札幌市まちづくり戦略ビジョン

札幌市を取り巻く社会経済情勢は、人口減少や少子高齢化の急速な進行に伴い大きく変化することが見込まれており、市民の暮らしや地域経済などに様々な影響を与えることが予測されている。

札幌市は、このことにより想定される様々な社会課題や地域課題に挑戦していくために、平成25年6月に「札幌市まちづくり戦略ビジョン<ビジョン編>（平成25年度～34年度）」を策定している。

また、平成25年10月には、このビジョンに掲げる目標の実現に向けて、主に行政が優先的・集中的に取り組む戦略を示した「札幌市まちづくり戦略ビジョン<戦略編>（平成25年度～34年度）」を策定している。

戦略の重点テーマの1つである「低炭素社会・エネルギー転換」を実現するために、循環型社会の構築を目指しており、廃棄物の減量や廃棄物発電・熱利用などによる高効率なエネルギー回収を総合的に推進することとしている。

3-3-4 その他

(1) 事業実施区域周辺における関連開発計画等

1) 札幌市みどりの基本計画

札幌市は、平成11年6月に「札幌市緑の基本計画」を、また、平成23年3月には改定版である「札幌市みどりの基本計画」を策定した。

この計画は、市域の緑化の総合的な指針となるものとして、計画の柱のひとつに、「街をとりまくみどりの保全・活用とネットワークづくり」を示している。また、「環状グリーンベルト構想の推進」や「地球環境や生物多様性に配慮したみどりの保全と創出」の推進についても計画に位置づけている。

(2) 都市計画法に定める都市施設

ごみ焼却場は、都市計画法第11条に定める都市施設※である。

札幌市は、平成25年に、本市の最上位計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を策定した。この戦略ビジョンにおける都市づくりに関する事項を踏まえつつ、今日的な社会ニーズに対応した都市づくりの取組を推進していくため、平成28年3月に「第2次札幌市都市計画マスターplan」を策定し、廃棄物処理施設に関して、次の方向性を定めた。

- ・ リユースルートの拡充等による廃棄物の発生・排出抑制や清掃工場から排出される焼却灰のリサイクル等を推進すること。
- ・ 廃棄物処理施設における設備の更新・整備を計画的に実施し、施設の長寿命化に取り組むとともに、社会情勢を踏まえた施設の計画的な更新・整備をしていくこと。
- ・ ごみ焼却時の発電・熱利用や廃棄物の燃料化など、廃棄物をエネルギーとして有効活用する取組を推進すること。

また、国土交通省においては、全国的に共通して緊急性が高い3つの政策課題（A：中心市街地の機能回復、B：産業構造の変化への対応、C：環境負荷の小さな都市の構築）に対する「政策課題対応型都市計画運用指針」を策定しており、ごみ焼却場を含む廃棄物処理施設については、「C：環境負荷の小さな都市の構築」の中に示している。

その中で、都市活動に伴い発生する廃棄物については、発生の抑制に努め、極力域外に移動させずに発生源に近い場所で処理すること、また、廃棄物処理施設（リサイクル施設含む）は処理区域の広がり、人口の分布、設置する施設の特性、廃棄物等の輸送の効率性、周辺環境の保全等を総合的に勘案し、なるべく集約して配置することとしている。

新清掃工場は、これらの市の施策や関連計画と整合を図りながら、整備を進める。

※ 都市施設

都市計画に定めることができる都市に必要な施設のことである。